

第2期

栗原市子ども・子育て支援事業計画



宮城県 栗原市
令和2年3月

ごあいさつ

栗原市では、市政運営の理念である「市民が創る くらしい栗原」の実現に向けて、平成27年3月、「栗原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、将来を担う子どもたちが健やかに成長していけるよう、教育・保育の質の向上と待機児童の解消に向けた取り組みを推進してまいりました。特に、幼稚園・保育所一体の施設整備を進め、平成28年度から幼稚園の3年保育の実施、低年齢児の保育を行う地域型保育事業の開設、運営への支援などを行っております。



また、市長就任以来、「栗原の未来 今、ここから」をスローガンとして掲げ、18歳までの医療費や保育料2人目以降の無料化、「小学校入学支援事業」、「赤ちゃん用品支給事業」など、子育て家庭への経済的支援を継続して実施したほか、手狭となっている放課後児童クラブの施設整備を行ったところであります。

このたび、栗原市では、現計画が令和元年度で終了することに伴い、「第2期栗原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

全国的に少子化が進み、社会情勢の変化とともに、保護者の労働形態の多様化や核家族化の進行など、子どもとその保護者等を取り巻く環境も大きく変化しており、栗原市においても例外ではありません。それぞれの環境に合った子育てを社会全体で支援する重要性は、これまで以上に増しております。将来を担う子どもたちを育むため、本計画の推進を図っていくことはもちろんのこと、市民の皆様、家族、職場、地域など、それぞれの立場からの子育て家庭への支えや応援が不可欠であります。

社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、さらなる「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指し、安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進するよう努めてまいりますので、引き続き、関係各位、市民の皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査に御協力をいただきました市民の皆様、貴重な御意見や御提言をいただきました栗原市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

令和2年3月

栗原市長 千葉 健 司

〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（第1期計画以降の動き）	1
3 計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 策定体制	6
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	6
第2章 栗原市の子ども・子育てを取り巻く環境	8
第1節 栗原市の現況	8
1 人口・世帯	8
2 人口動態	11
3 産業構造（就業）	13
第2節 子ども・子育てを取り巻く状況	14
1 教育・保育の現況	14
2 子ども・子育て支援事業の実施状況	18
3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）	26
4 子ども・子育て支援の課題の整理	44
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	45
第1節 基本理念	45
第2節 基本方針	46
第4章 教育・保育提供区域の設定	48
第1節 本市における教育・保育提供区域の考え方	48
第2節 教育・保育提供区域の設定	49
第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	51
第1節 「量の見込み」と「確保の方策」について	51
第2節 計画期間における見込みの考え方	51
1 教育・保育の二ーズ量の見込みの考え方	51
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し	55
第3節 教育・保育の充実	58

1	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	58
2	教育・保育の一体的提供の推進	63
3	教育・保育施設の質の向上	64
4	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	64
第6章	地域子ども・子育て支援事業	65
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	65
第7章	次世代育成支援にかかる施策	75
第8章	計画の着実な推進に向けて	79
第1節	計画の推進体制	79
第2節	計画の達成状況の点検・評価	80
資料編		81
	栗原市子ども・子育て会議条例	81
	栗原市子ども・子育て推進会議設置規程	83
	栗原市子ども・子育て会議 委員名簿	86
	用語解説	87

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

こうした中、栗原市（以下「本市」とする）では、「一人一人の子どもの健やかな育ち」を支えるために、平成 27 年（2015 年）3 月に「栗原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育（幼稚園、認可保育所等）の利用を希望する見込み数「量の見込み」を定め、その「量の見込み」を達成するための方策「確保の方策」を講じてきました。また、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を計画的・総合的に推進してきました。

今回、現行計画が令和元年度（2019 年度）をもって計画期間が終了することを機に、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、これまでの取り組みを引き継ぎ、さらに推進・発展させるため、新たに「第 2 期 栗原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」とする）を策定します。

2 計画策定の背景（第 1 期計画以降の動き）

国においては、平成 15 年（2003 年）に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成 24 年（2012 年）には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などを盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

その後も全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

一方本市においては、平成 27 年度（2015 年度）からの第 1 期栗原市子ども・子育て支援事業計画の進捗と併せて、待機児童解消のため、0 歳児から 2 歳児は保育所で、3 歳児から 5 歳児は幼稚園入園を推進し、幼稚園 3 年保育の完全実施と預かり保育を拡充してきました。

参考までに、平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」以降の国及び本市における制度等の主な動きを、次のとおり整理します。

図表 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

時期	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明示。
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、結婚・妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化。
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025年）3月末まで時限立法を延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言。 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化。
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	・令和2年度（2020年度）末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%の達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、都道府県における協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取扱いの変更を明示。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	・令和元年（2019年）10月より、世帯の収入に関わらず、3歳以上の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の保育料が月額3万7千円まで（幼稚園は月額2万5,700円まで）無償化となった。（0～2歳児については、住民税非課税世帯のみが、月額4万2千円まで無償化の対象） ・認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象となる。

図表 栗原市における子ども・子育てに関する事業等の実施状況

時期	事業等	内 容
平成27年 (2015)	第1期 栗原市子ども・子育て支援事業計画策定	・子ども・子育て支援事業計画を策定。
	小規模保育事業所 2施設開所	・山王あおぞら保育園 定員12人 ・おむすび保育園築館園 定員18人
	一迫放課後児童クラブ開所 金成放課後児童クラブ開設場所変更	・定員 130人 ・定員 70人 → 定員 85人
平成28年 (2016)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園給食費の補助を実施
	栗駒幼保施設 開所	・幼稚園定員315人・保育所定員 60人 ・栗駒中野保育所、栗駒岩ヶ崎保育所、尾松幼稚園、鳥矢崎幼稚園 廃止
	志波姫幼保施設 開所	・幼稚園定員245人・保育所定員 70人
	築館保育所開所	・定員100人 ・築館東保育所 廃止
	保育所は0歳児から2歳児、幼稚園は3歳児から5歳児入園の推進	・待機児童の解消に向けて
	子育て応援医療費助成対象者の拡充	・助成対象を中学生から18歳の年度末までに延長。
	小規模保育事業所 1施設開所	・ニチイキッズ築館みやの園 定員19人
	築館放課後児童クラブ開設場所変更 志波姫放課後児童クラブ開設場所変更 金田・姫松放課後児童クラブを閉所（一迫放課後児童クラブに統合）	・定員 110人 → 定員 160人 ・定員 80人 → 定員 110人
平成29年 (2017)	小学校入学支援事業	・監護する第3子以降の児童が小学校に入学する際に購入した学用品等について、上限3万円まで補助を行う。
	赤ちゃん用品支給事業	・満1歳までの乳児を養育する保護者に対し、上限36,000円まで、市内の登録店舗で育児用品を購入できる利用券を交付。
	子育て応援アプリ導入	・母子手帳機能を持ち、子育て情報を手軽に検索できる「スマイル栗なび!」を配信。
	築館放課後児童クラブ開設場所変更 栗駒放課後児童クラブ開設場所変更 栗駒南放課後児童クラブ開設場所変更 高清水放課後児童クラブ開設場所変更	・定員 160人 → 定員 198人 ・定員 60人 → 定員 151人 ・定員 60人 → 定員 106人 ・定員 75人 → 定員 82人
平成30年 (2018)	瀬峰幼保施設 開所	・幼稚園定員105人 保育所定員 45人
	小規模保育事業所 1施設開所	・マリン保育園 定員19人
令和元年 (2019)	若柳地区幼保連携型認定こども園整備	・令和4年度開所を目指し、整備を行う。運営については、学校法人等の参入も視野に検討を行う。 ・定員 1号70人・2号140人・3号100人
	築館放課後児童クラブ整備（増築） 鶯沢放課後児童クラブ整備（新築）	令和元年度中に利用開始予定 令和2年4月利用開始予定

3 計画の位置付け

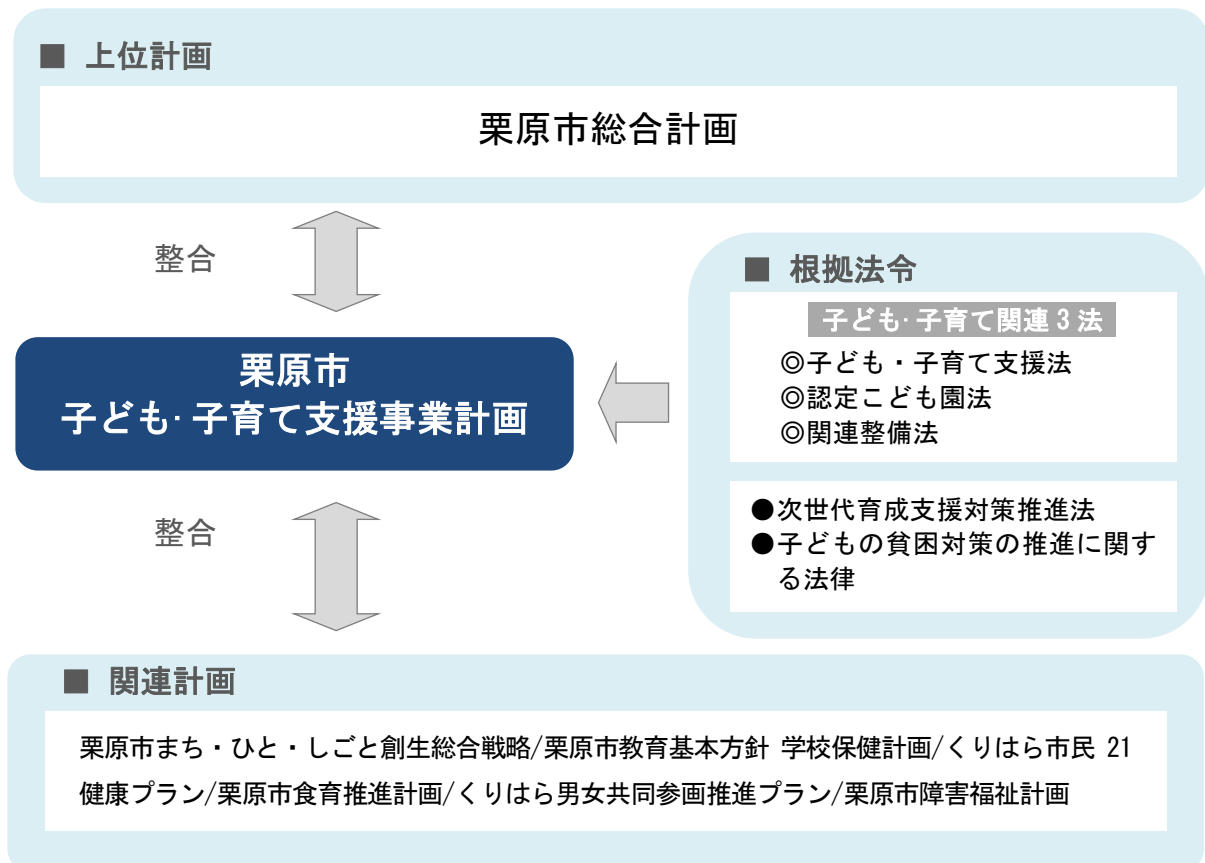
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、本市の子どもと子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指すものです。

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を根拠法令とし、「栗原市次世代育成支援行動計画」等の関連計画における取り組み、及び子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における取り組み、並びに上位計画となる栗原市総合計画と整合性を持ったものとして策定しています。

図表 計画の位置付け



(2) 「栗原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 10 年間の時限法として成立しました。その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられたものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業等においては仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進することが必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を令和 7 年（2025 年）3 月まで延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、この改正と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法、後に母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実が図られました。併せて、平成 26 年（2014 年）には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための対策を総合的に推進することになりました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことは前述のとおりです。これに伴い、次世代育成支援行動計画は、改正推進法に基づき、法定計画から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

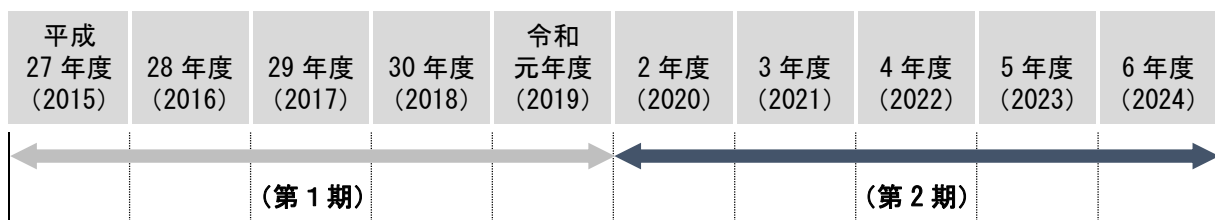
本市においては、「栗原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」は当初の予定どおり、平成 26 年度（2014 年度）末をもって終了とし、栗原市総合計画、学校保健計画、栗原市食育推進計画等の計画にて事業・施策を引き継ぐこととし、それら関連計画にて取扱いのない事業・施策のうち継続実施するものについて、本計画にて包含・継承していくこととします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図 計画期間



5 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「栗原市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得心すること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	750 票	424 票	56.5%
	小学校就学児童のいる世帯	750 票	427 票	56.9%
調査期間	平成 30 年（2018 年）12 月～平成 31 年（2019 年）1 月			
調査方法	郵送配付・回収、または支所にて直接回収			

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された 3 つの法律（子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年 8 月 22 日公布））に基づくとともに、栗原市において「子ども・子育て支援の質・量の拡充」を核に、安心して子どもを産み育てられる環境や、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として、平成 27 年（2015 年）4 月に施行しました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に 2 法に伴う児童福祉法ほかの改正）

(1) 制度の対象となる子ども

0 歳	1～5 歳	6～11 歳	12～18 歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6条)			

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付(3つの給付)

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付(※)	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付(※)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法第19条)

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設・事業
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業(13事業)

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

1) 利用者支援に関する事業	8) 一時預かり事業
2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	9) 延長保育事業
3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	10) 病児・病後児保育事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
5) 養育支援訪問事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6) 子育て短期支援事業	13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	

第2章 栗原市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 栗原市の現況

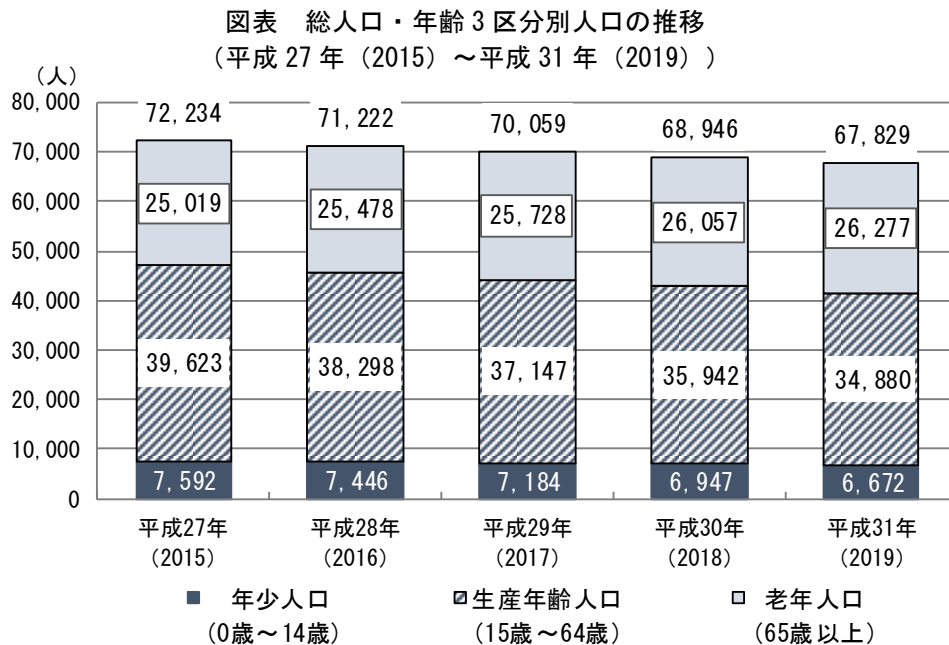
計画策定にあたって、本市の現況は次のとおりです。

1 人口・世帯

(1) 総人口・年齢構成の推移

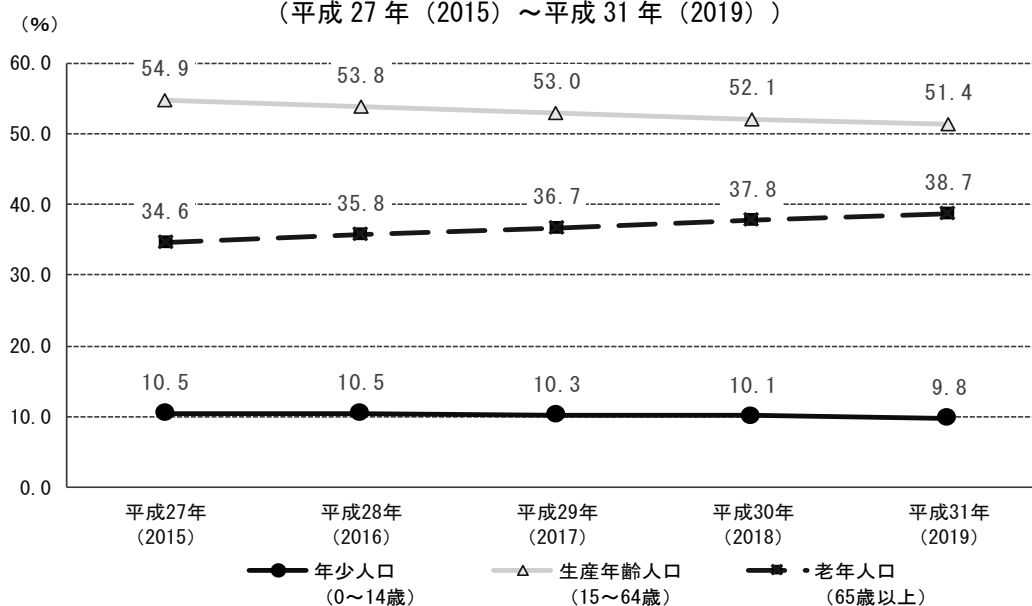
栗原市の平成31年(2019年)4月1日における総人口は67,829人(男性32,789人、女性35,040人)となっています。総人口は減少傾向が続いており、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)の5年間で、6.1%(4,405人)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口が12.1%(920人)、生産年齢人口が12.0%(4,743人)、それぞれ減少しています。一方、老年人口は5.0%(1,258人)増加しており、高齢化が少しずつ進行している状態といえます。



資料：住民基本台帳 各年4月1日

図表 総人口における年齢3区分比率の推移
(平成27年(2015)～平成31年(2019))

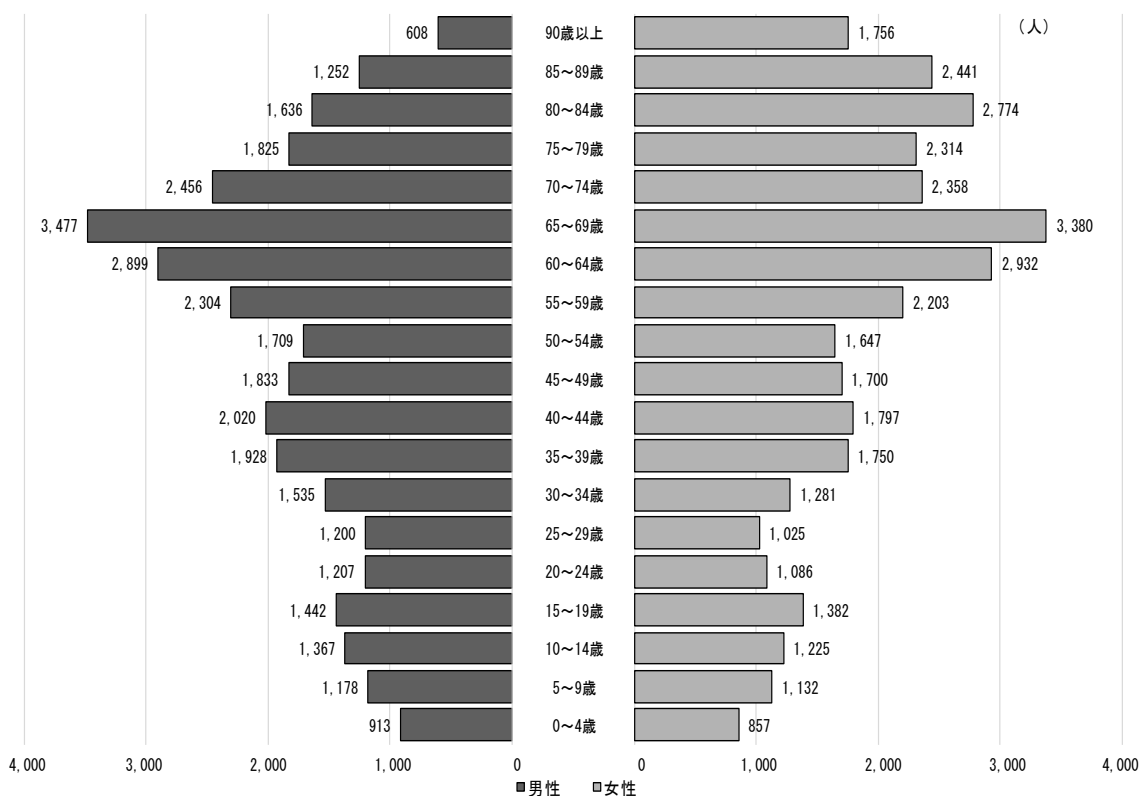


資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 人口ピラミッド

平成31年(2019年)4月1日の年齢構成をみると、団塊の世代を含む60代後半をピークに、年齢層が低くなるとともに人口が減少傾向にあります。

図表 性別・5歳階級別人口(人口ピラミッド)
(平成31年(2019))



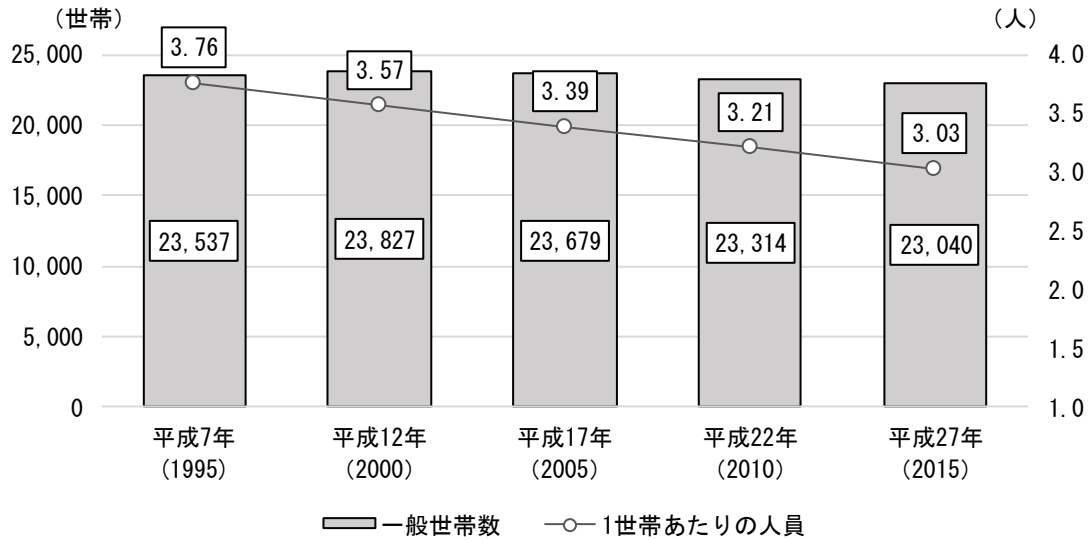
資料：住民基本台帳 平成31年(2019)4月1日

(3) 世帯の推移

一般世帯数は、平成12年(2000年)をピークに微減の傾向にあり、1世帯あたりの人員についても減少が続いています。

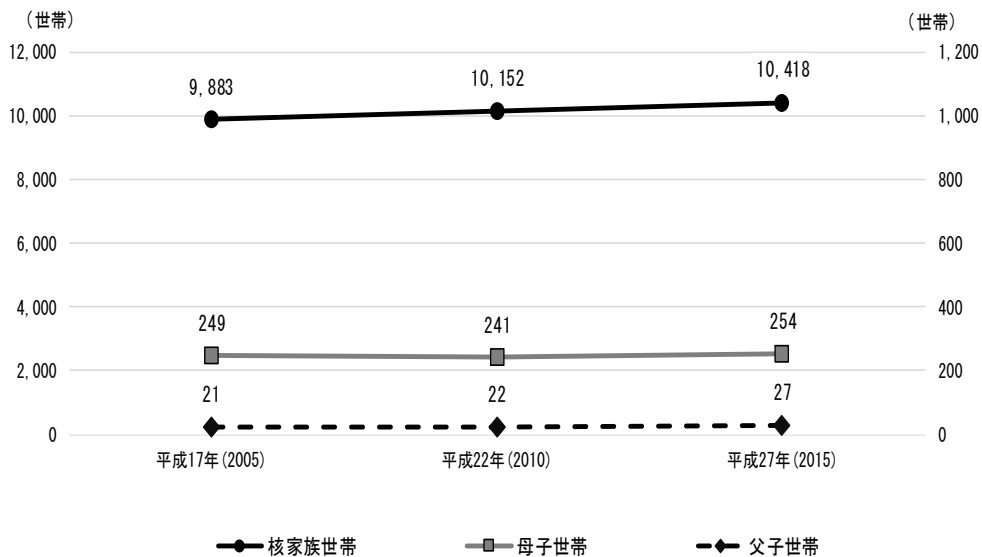
一方、核家族世帯、母子世帯、父子世帯はそれぞれ微増傾向にあります。

図表 一般世帯数・1世帯あたりの人員の推移
(平成7年(1995)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

図表 核家族世帯・母子世帯・父子世帯の推移
(平成17年(2005)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

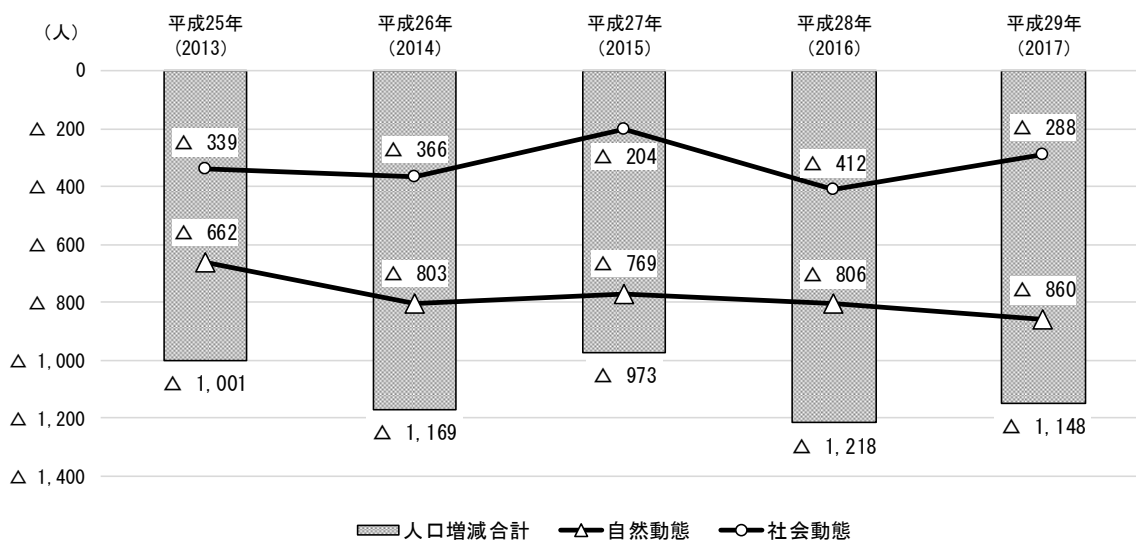
2 人口動態

人口の動きをみると、毎年 1,000 人前後の減少で推移しており、社会動態（転入—転出）に比べ、自然動態（出生—死亡）の減少が大きくなっています。

続いて出生数の推移をみると、平成 25 年（2013 年）の 440 人をピークに減少傾向が続いており、平成 29 年（2017 年）には 330 人となっています。

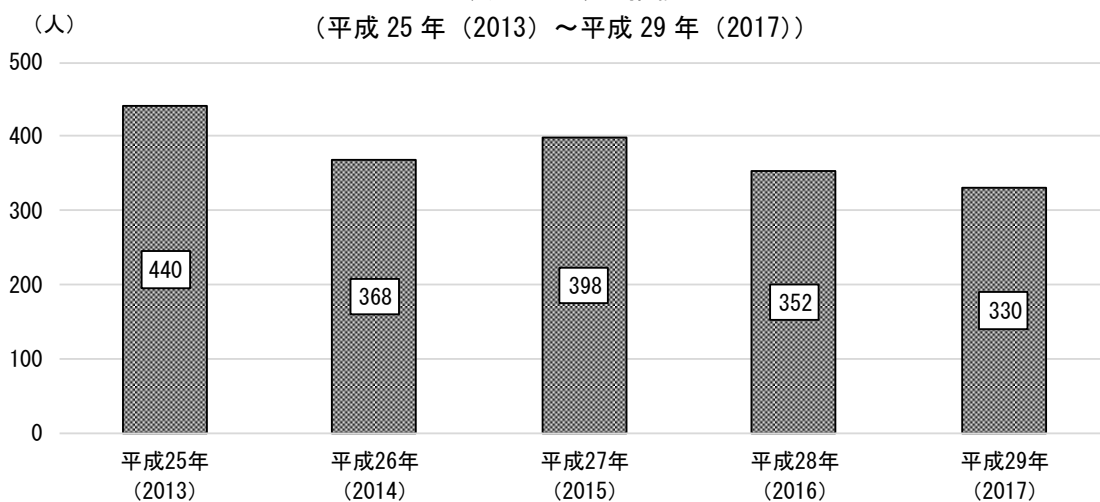
参考までに、宮城県の平均初婚年齢の推移をみると、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）の 5 年間で、男性が 0.2 歳、女性が 0.4 歳それぞれわずかに上昇しています。

図表 人口増減・自然動態・社会動態の推移
（平成 25 年（2013）～平成 29 年（2017））



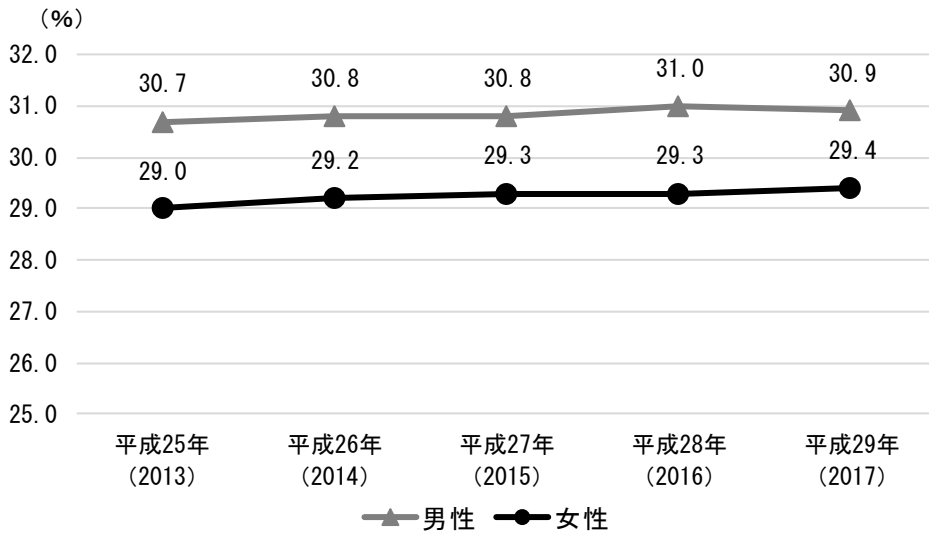
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図表 出生数の推移
（平成 25 年（2013）～平成 29 年（2017））



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図表 平均初婚年齢の推移（宮城県）
（平成25年（2013）～平成29年（2017））



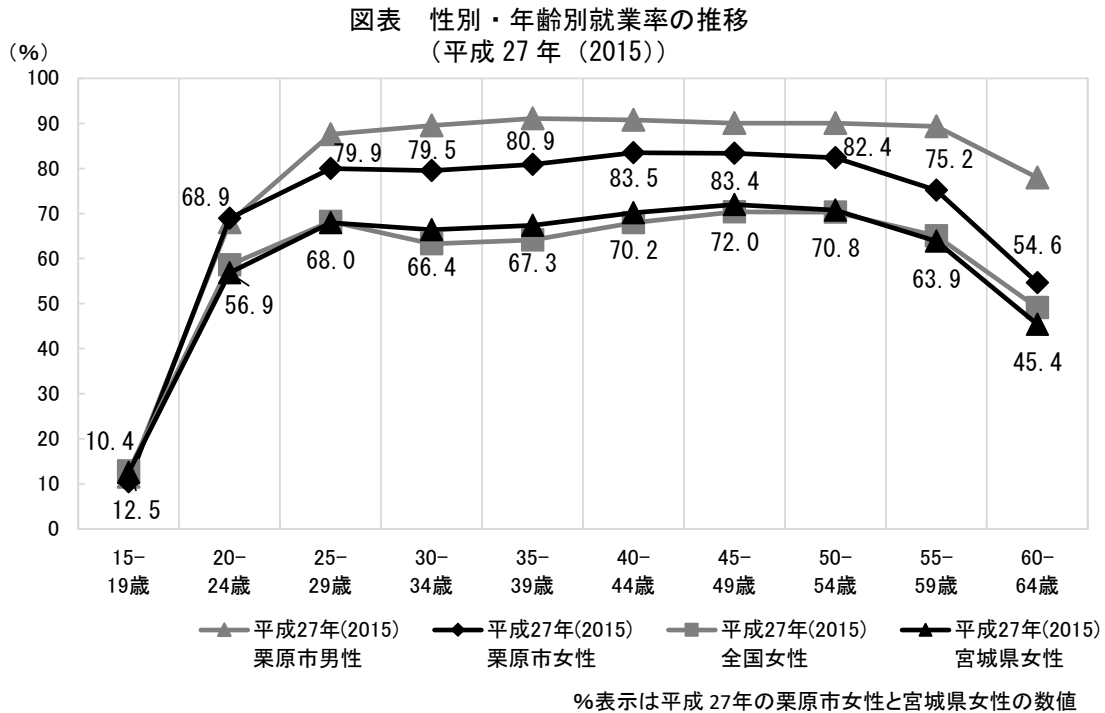
資料：人口動態統計



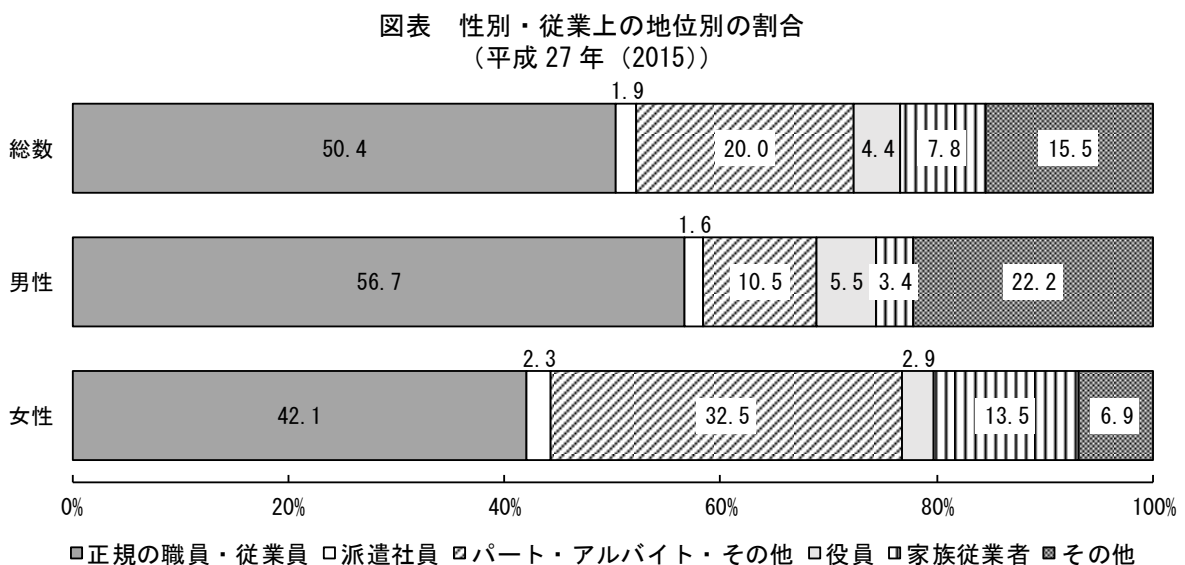
3 産業構造（就業）

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」はほとんどみられません。特に20代後半から50代後半にかけて7割を超え宮城県、全国と比較しても高い水準となっています。

また、従業上の地位を男女で比較すると、女性は「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」の割合が特に男性よりも高くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第2節 子ども・子育てを取り巻く状況

第1期計画の進捗及びアンケート調査結果等からみられる、子ども・子育てを取り巻く状況は、次のとおりです。

1 教育・保育の現況

(1) 幼稚園・保育所・地域型保育事業の状況

栗原市内には、平成31年(2019年)4月1日時点で、幼稚園が11か所、保育所が13か所あり、地域型保育事業(いずれも小規模保育事業所)が4か所で実施されています。

それぞれの地区別充足率をみると、幼稚園では若柳地区が92.9%、保育所では栗駒地区が98.3%、地域型保育事業では築館地区が81.1%で最も高くなっています。

一方、充足率の低い地区は、幼稚園では花山地区が10.0%、保育所では高清水地区が35.0%、地域型保育事業では一迫地区が66.7%となっています。

■地区別幼稚園の状況表(平成31年(2019)4月1日現在)

	築館	若柳	栗駒	高清水	一迫	瀬峰	鶯沢	金成	志波姫	花山	計
施設数(か所)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
定員(人)	340	210	315	105	160	105	105	210	245	50	1,845
利用児童数(人)	272	195	149	58	106	88	42	140	136	5	1,191
充足率(%)	80.0	92.9	47.3	55.2	66.3	83.8	40.0	66.7	55.5	10.0	64.6

資料：栗原市

■幼稚園別児童数の推移

(単位：人)

施設名		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
公立	築館幼稚園	213	269	285	257	254
	栗駒幼稚園	—	154	169	161	149
	高清水幼稚園	35	85	77	69	58
	一迫幼稚園	82	134	136	127	106
	瀬峰幼稚園	38	64	73	82	88
	鶯沢幼稚園	22	51	52	47	42
	金成幼稚園	63	135	133	132	140
	志波姫幼稚園	160	155	128	135	136
	花山幼稚園	5	6	9	10	5
私立	若柳よしの幼稚園	195	225	234	215	195
	築館聖マリア幼稚園	48	25	25	17	18

※現在廃止の幼稚園は表から除外(各年4月1日)

資料：栗原市

■地区別保育所の状況表（平成31年（2019）4月1日現在）

	築館	若柳	栗駒	高清水	一迫	瀬峰	鶯沢	金成	志波姫	花山	計
施設数（か所）	3	2	1	1	1	1	1	2	1	0	13
定員（人）	210	160	60	80	60	45	50	130	70	0	865
利用児童数（人）	140	87	59	28	44	34	30	64	63	0	549
充足率（％）	66.7	54.4	98.3	35.0	73.3	75.6	60.0	49.2	90.0	—	63.5

資料：栗原市

■保育所（園）別児童数の推移

（単位：人）

施設名		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
公立	築館保育所	—	—	84	84	90
	築館西保育所	66	18	27	30	27
	築館北保育所	48	40	28	22	23
	若柳川北保育所	55	61	46	38	40
	若柳川南保育所	81	64	50	53	47
	栗駒保育所	—	56	66	58	59
	高清水保育所	78	47	37	33	28
	一迫保育所	74	46	39	36	44
	瀬峰保育所	41	32	29	33	34
	鶯沢保育所	76	35	24	25	30
	金成保育所	157	67	60	57	64
	金成萩野保育所	7	12	10	—	—
	志波姫保育所	48	58	57	63	63
私立・法人立	おむすび保育園築館園	10	14	14	16	11
	山王あおぞら保育園	6	8	9	8	8
	ニチイキッズ築館みやの保育園	—	13	16	14	19
	マリン保育園	—	—	—	13	14

※現在廃止の保育所（園）は表から除外（各年4月1日）

資料：栗原市

■地区別地域型保育事業の状況表（平成31年（2019）4月1日現在）

	築館	若柳	栗駒	高清水	一迫	瀬峰	鶯沢	金成	志波姫	花山	計
施設数（か所）	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—	4
定員（人）	37	—	—	—	12	—	—	19	—	—	68
利用児童数（人）	30	—	—	—	8	—	—	14	—	—	52
充足率（％）	81.1	—	—	—	66.7	—	—	73.7	—	—	76.5

資料：栗原市

(2) 小・中学校の状況

小・中学校別の推移をみると、多くの学校の児童・生徒数が減少傾向の中、築館小学校（平成27・29年度に再編）、若柳小学校、志波姫小学校、築館中学校の4校は増加傾向にあります。

■小学校別児童数の推移

(単位：人)

学校名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
築館小学校	495	494	540	550	532
玉沢小学校※	53	42	—	—	—
宮野小学校	140	138	130	106	95
若柳小学校	523	505	494	521	525
栗駒小学校	259	255	237	229	227
栗駒南小学校	181	172	168	160	147
高清水小学校	202	183	184	177	175
一迫小学校	311	306	288	278	272
瀬峰小学校	220	197	172	176	159
鶯沢小学校	114	114	102	105	99
金成小学校	294	287	293	290	288
志波姫小学校	315	307	335	335	339
花山小学校	24	25	26	23	23

※平成29年築館小学校へ統合

資料：栗原市（各年5月1日）

■学年別小学生児童数の推移

(単位：人)

学年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
小学1年生	491	456	481	484	454
小学2年生	526	492	454	479	481
小学3年生	520	523	492	458	477
小学4年生	504	517	525	491	456
小学5年生	533	504	517	521	492
小学6年生	557	533	500	517	521

資料：栗原市

■中学校別生徒数の推移

(単位：人)

学校名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
築館中学校	357	367	352	352	366
若柳中学校	318	326	310	284	253

学校名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
栗駒中学校	296	291	279	266	261
栗原南中学校	—	—	—	—	180
高清水中学校※	74	84	80	77	—
瀬峰中学校※	137	132	127	105	—
栗原西中学校	201	171	167	165	165
金成中学校	156	156	150	150	137
志波姫中学校	188	174	163	145	141

※平成 31 年栗原南中学校（新設）へ統合

資料：栗原市（各年 5 月 1 日）

■ 学年別中学生生徒数の推移

（単位：人）

学年	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
中学 1 年生	563	543	521	480	495
中学 2 年生	596	561	544	522	483
中学 3 年生	568	597	563	542	525

資料：栗原市



2 子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 教育・保育提供体制

認定区分ごとの推移をみると、1号認定、3号認定については概ね計画値に近い実績で推移しているのに対し、2号認定においては、幼稚園の3年保育の実施と預かり事業の拡充により、計画値よりも低い実績となっています。

また、認定区分ごとの待機児童の推移をみると、2号認定は平成28年度（2016年度）から0人が続いています。一方、3号認定は減少傾向にあるものの、平成30年度（2018年度）では57人となっています。特に毎年度0歳児の待機児童数の割合が高い傾向にあります。

■1号認定の推移

(単位：人)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
定員		1,615	2,055	2,055	1,890	1,890
	幼稚園	1,265	1,895	1,895	1,890	1,890
	施設型給付を受けない 幼稚園	350	160	160	0	0
計画値	1号認定	970	1,303	1,321	1,252	1,191
実績値		978	1,307	1,324	1,260	—
	幼稚園	734	1,277	1,298	1,260	—
	施設型給付を受けない 幼稚園	244	30	26	0	—

■2号認定の推移

(単位：人)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
定員	保育所	347	137	137	143	143
計画値	2号認定	341	255	261	54	50
実績値	保育所	324	59	25	6	—

■2号認定待機児童数の推移

(単位：人)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
3歳児	5	5	0	0	0
4歳児	3	0	0	0	0
5歳児	1	0	0	0	0
合計	9	5	0	0	0

■3号認定の推移

(単位：人)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
定員		603	806	806	790	871
	保育所	582	757	757	722	746
	地域型保育事業	21	49	49	68	125
計画値	3号認定	634	628	614	726	750
実績値		636	706	645	783	—
	保育所	605	659	597	715	—
	地域型保育事業	31	47	48	68	—

■3号認定待機児童数の推移

(単位：人)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
0歳児	72	60	52	67	49
1歳児	12	20	8	12	5
2歳児	8	8	5	4	3
合計	92	88	65	83	57

※施設の面積により受け入れ可能な人数を定員としており、計画値に対して十分確保できる人数ではあるものの、空きのある施設と入所したい施設のアンマッチや、保育士の配置などにより待機児童の解消が難しい状況です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

地域子ども・子育て支援事業の内容については以下のとおりです。

	事業名	内容
1	利用者支援に関する事業	子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言等を含めた支援を行う事業
2	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、情報提供等を行う事業（子育て支援センター事業）
3	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業
4	乳児家庭全戸訪問事業	子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談、助言等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問する事業
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業
7	子育て援助活動支援事業	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）
8	一時預かり事業	保護者のパートタイム就労や疾病、出産などにより一時的に家庭での保育が困難になった乳児、幼児を、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業
9	時間外保育事業 延長保育	保護者の就労等の都合により、通常の保育時間を超えて保育を行う事業
10	病児・病後児保育事業	保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業
11	放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業（放課後児童クラブ）
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者の参入促進に関する事業であり、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設や地域型保育の設置又は運営を促進する事業

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、計画期間において、主に保育サービスの情報提供を行う「特定型」での実施を計画し、1か所の設置を目指していますが、平成30年度（2018年度）時点で未設置の状況です。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、平成 28 年度（2016 年度）に 1 か所追加し、計 10 か所で開催しており、利用者数についても計画値を上回っています。

■地域子育て支援拠点事業の推移 (単位：利用者数（人）/実施か所（か所）)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	9,540	9,468	9,252	12,799	12,799
	計画実施か所数	9	10	10	10	10
確保数 (実績)	利用者数	13,217	13,529	10,469	12,853	—
	実施か所数	9	10	10	10	—

③ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、第 1 期計画における将来推計人口の 0 歳児の推計値を見込みましたが、出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。

■妊婦健康診査事業の推移 (単位：人)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	422	420	406	380	366
確保数 (実績)	利用者数	402	332	344	314	—

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、育児不安の軽減を図るよう、生後 1 か月以内の早期訪問に努めており、毎年度 340～380 人の訪問を行いました。

利用者数については、前項の妊婦健康診査事業と同様に、出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移 (単位：人)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	410	422	420	380	380
確保数 (実績)	利用者数	384	343	347	310	—

⑤ 養育支援訪問事業

計画期間の児童福祉分については、平成 30 年度（2018 年度）から子ども家庭支援員訪問事業分を追加し確保方策（計画値）を見込んでいましたが、実績で下回っています。母子保健分では、概ね計画値を上回る推移となっています。

■養育支援訪問事業の推移

(単位：人)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数 (児童福祉分)	357	349	340	568	568
	計画利用者数 (母子保健分)	174	169	165	224	219
確保数 (実績)	利用者数 (児童福祉分)	290	258	312	443	—
	利用者数 (母子保健分)	243	239	193	323	—

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業については、年間で5～13人の利用がありました。

■子育て短期支援事業の推移

(単位：人)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	11	11	11	10	10
確保数 (実績)	利用者数	10	8	5	13	—

⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子育て援助活動支援事業については、低学年のみの利用となっており、平成 29 年度 (2017 年度) に計画値を上回る利用がみられたものの、その他は計画値を下回っています。

■子育て援助活動支援事業の推移

(単位：のべ人)

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	210	201	193	206	201
	(参考) 低学年の計画利用者数	210	201	193	206	201
	(参考) 高学年の計画利用者数	0	0	0	0	0
確保数 (実績)	利用者数 (計)	120	118	251	194	—
	低学年の利用者数	120	118	251	194	—
	高学年の利用者数	0	0	0	0	—

⑧ 一時預かり事業 (幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外)

一時預かり事業について、幼稚園預かり保育 (1号認定) は、平成 30 年度 (2018 年度) 現在、市内 11 か所で実施しており、平成 28 年度 (2016 年度) から幼稚園 3 年保育を実施したことにより利用者数が増加したことから、すべての年度で計画値を上回っています。

幼稚園預かり保育以外の利用は、待機児童等の減少に伴い、各年で計画値を下回る利用となっています。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）

（単位：のべ人/か所）

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	163	167	166	2,468	2,281
	計画実施か所数	9	11	11	11	11
確保数 (実績)	利用者数	501	2,846	2,520	2,874	—
	実施か所数	9	11	11	11	—

※平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの「計画利用者数」については、実人数となっています。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

（単位：のべ人/か所）

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）による計画利用者数	2,719	2,703	2,674	2,625	2,613
	計画実施か所数	10	10	10	10	10
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0	0
確保数 (実績)	一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）による利用者数	1,264	834	1,061	673	—
	実施か所数	10	10	10	10	—
	子育て援助活動支援事業による利用者数	0	0	0	0	—

⑨ 延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業について、幼稚園分は、平成 30 年度（2018 年度）現在、市内 11 か所で実施しており、平成 28 年度（2016 年度）から幼稚園 3 年保育を実施したことにより利用者数は増加していますが、すべての年度で計画値を下回っています。

保育所分は、平成 30 年度（2018 年度）現在、市内 12 か所で実施しており、計画期間における利用者数はすべての年度で計画値を上回っています。

■延長保育事業の推移（幼稚園分）

（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	760	980	980	1,890	1,890
	計画実施か所数	9	11	11	11	11
確保数 (実績)	利用者数	408	900	957	956	—
	実施か所数	9	11	11	11	—

■延長保育事業の推移（保育所分）（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	33	33	33	33	32
	計画実施か所数	12	12	12	12	12
確保数 (実績)	利用者数	54	43	48	43	—
	実施か所数	12	12	12	12	—

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病後児保育事業を、平成28年（2016年）6月から築館保育所で開始しました。事業を開始した平成28年度（2016年度）の利用が28人と多くなっていますが、それ以後は年間で10人以下の利用と、計画値を下回っています。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業の推移（単位：のべ人）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	病児保育事業による計画利用者数	76	76	75	26	27
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0	0
確保数 (実績)	病児保育事業による利用者数	—	28	5	9	—
	子育て援助活動支援事業による利用者数	0	0	0	0	—

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、計画期間において低学年、高学年ともに利用者数は増加していますが、計画値を下回る利用となっています。

■放課後児童健全育成事業の推移（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	低学年の計画利用者数	825	912	879	937	937
	高学年の計画利用者数	260	360	393	351	351
	計	1,085	1,272	1,272	1,288	1,288
	実施か所	14	12	12	12	12
確保数 (実績)	低学年の利用者数	527	584	610	633	—
	高学年の利用者数	129	144	197	223	—
	計	656	728	807	856	—
	実施か所	14	12	12	12	—

■放課後子ども総合プランによる実施の推移 (単位：利用者数(人)/実施か所(か所))

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
放課後子ども教室利用者数	754	1,284	1,872	—	—
放課後子ども教室実施か所	1	1	1	—	1

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、平成28年度(2016年度)以降、各年平均で390人程度の利用がみられ、計画値を下回る利用となっています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移 (単位：人)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策(計画値)	計画該当者数	0	255	507	484	408
確保数(実績)	該当者数	0	240	479	458	—

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、平成27年度(2015年度)以降、企業等による地域型保育事業の参入を推進し、各年平均で48人程度の利用がみられ、概ね計画値どおりの利用がみられます。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業の推移

(単位：利用者数(人)/実施か所(か所))

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
確保方策 (計画値)	計画該当者数	30	49	49	68	68
	計画実施か所数	3	3	3	4	4
確保数 (実績)	該当者数	31	47	48	69	—
	実施か所数	3	3	3	4	—



3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。（※実施概要については、6ページ参照）

（1）回答者の概要（就学前児童・小学校就学児童）

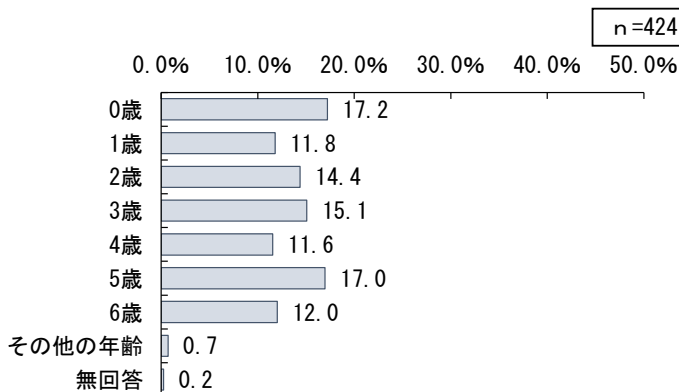
① お子さんの年齢・学年、きょうだいの数（★前回比率、増減）

- ◎ 就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が4割、「3歳児以上のいる家庭」が6割を占めています。
- ◎ 小学校就学児童のいる家庭の回答は、「低学年」、「高学年」ともに5割となっています。

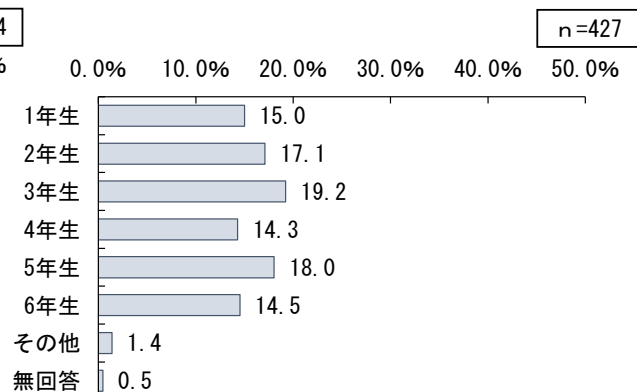
お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が43.4%（★36.9%、+6.5ポイント）、「3歳児以上のいる家庭」が56.4%（★63.1%、-6.7ポイント）となっています。また、小学校就学児童のいる家庭の回答は、「小学1～3年生（低学年）」が51.3%（★42.8%、+8.5ポイント）、「小学4～6年生（高学年）」が46.8%（★56.0%、-9.2ポイント）となっています。

一方、きょうだいの人数について、就学前児童のいる家庭の平均は1.96人、小学校就学児童のいる家庭の平均は2.30人となっています。

図表 就学前児童の年齢



図表 小学校就学児童の年齢



図表 きょうだいの人数

(単位：人)	
就学前児童のきょうだいの人数（平均）	1.96人
小学校就学児童の年齢のきょうだいの人数（平均）	2.30人

※「n」は当該設問の回答者数（限定設問においては該当者数）を示しています。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境について (就学前児童・小学校就学児童)

① お子さんの子育てへの関わり (★前回比率、増減)

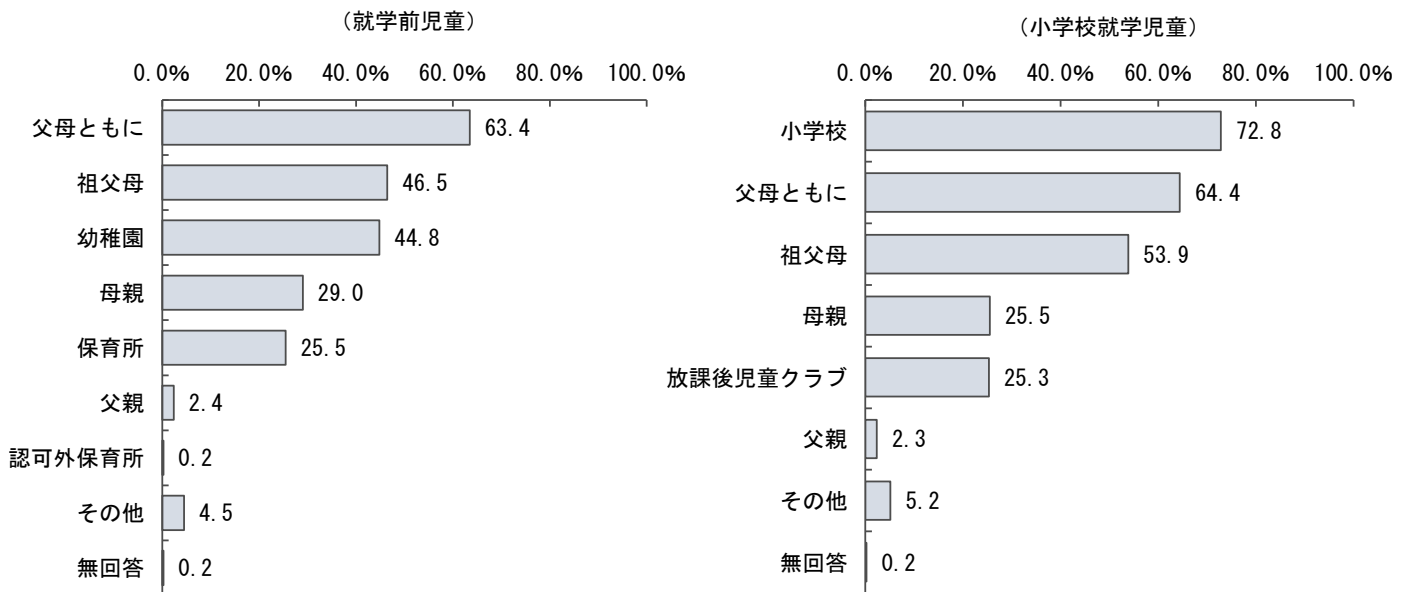
- ◎ 就学前児童・小学校就学児童のいる家庭ともに、いざというときには子どもをみてもらえる環境にあります。
- ◎ お子さんを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」割合は、就学前児童・小学校就学児童のいる家庭ともに、1割程度を占めています。

子育てに日常的に関わっている方・施設について、就学前児童のいる家庭では、「父母ともに」(63.4%) (★57.0%、+6.4 ㊦)、「祖父母」(46.5%) (★54.8%、-8.3 ㊦)、「幼稚園」(44.8%) (★29.2%、+15.6 ㊦) を、小学校就学児童のいる家庭では、「小学校」(72.8%) (★59.8%、+13 ㊦)、「父母ともに」(64.4%) (★54.7%、+9.7 ㊦)、「祖父母」(53.9%) (★57.3%、-3.4 ㊦) を上位に挙げています。

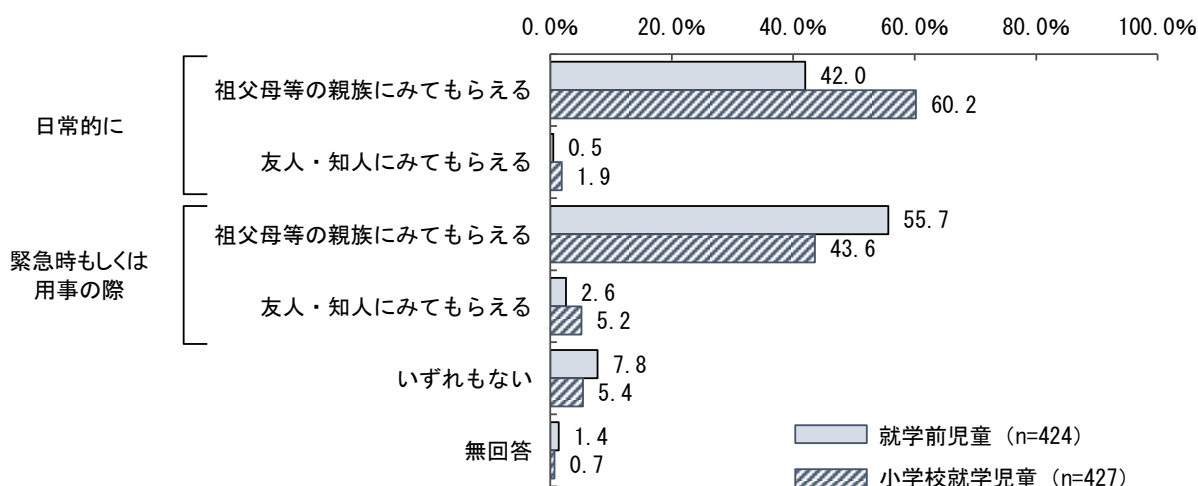
また、日頃、お子さんをみてもらえる親族の状況を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合が 42.0% (★48.4%、-6.4 ㊦)、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 55.7% (★51.4%、+4.3 ㊦)、小学校就学児童のいる家庭では、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合が 60.2% (★62.1%、-1.9 ㊦)、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 43.6% (★39.7%、+3.9 ㊦) となっており、4~5割の家庭で、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあります。

一方で、お子さんを預かってもらえるとしては、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では 7.8% (★7.7%、+0.1 ㊦)、小学校就学児童のいる家庭では 5.4% (★7.0%、-1.6 ㊦) となっており、地域での孤立状態が懸念されます。

図表 お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設



図表 お子さんをみてもらえる親族・知人



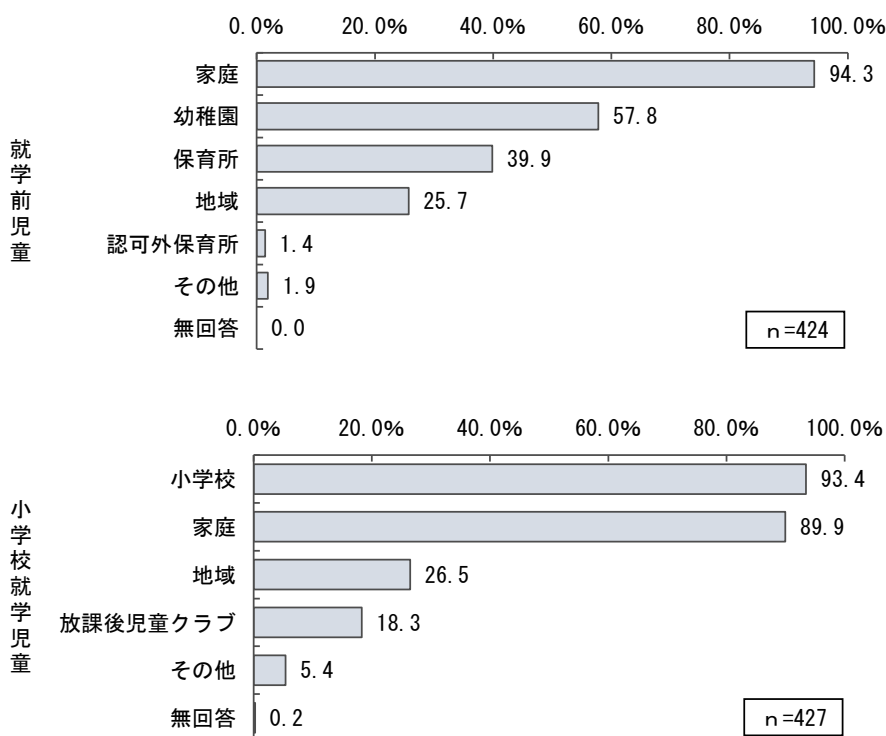
② 子育てに影響すると思われる環境

◎ 子育てに影響すると思われる環境について、就学前児童のいる家庭では「家庭」を、小学校就学児童のいる家庭では「小学校」を、それぞれ最上位に挙げています。

子育てに影響すると思われる環境について、就学前児童のいる家庭では、「家庭」が94.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が57.8%、「保育所」が39.9%を上位に挙げています。

また、小学校就学児童のいる家庭では、「小学校」が93.4%と最も多く、次いで「家庭」が89.9%、「地域」が26.5%となっています。

図表 子育てに影響すると思われる環境



③ 子育てに関する相談先（★前回比率、増減）

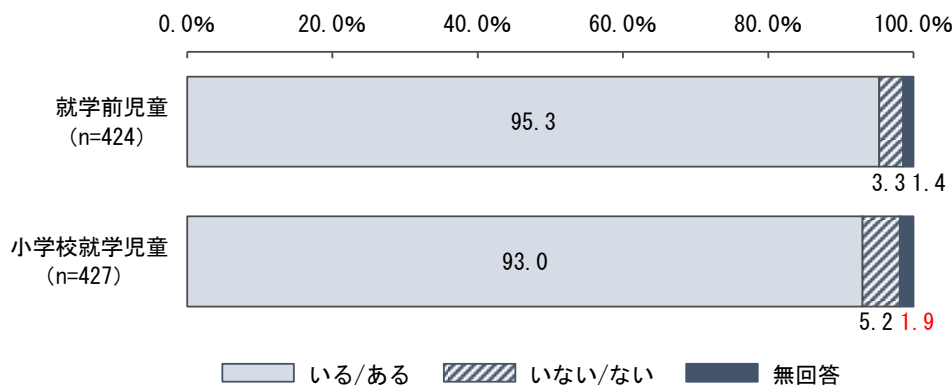
- ◎ 子育てを相談できる人（場所）について、就学前児童、小学校就学児童のいる家庭ともに9割以上が、「いる/ある」と回答しています。
- ◎ 子育てに関する相談先について、就学前児童、小学校就学児童のいる家庭ともに「祖父母等の親族」を最上位に挙げています。

子育てのことを相談できる相手の有無について、就学前児童のいる家庭では、「いる/ある」が95.3%（★92.9%、+2.4 ㊦）、「いない/ない」が3.3%（★5.4%、-2.1 ㊦）となっています。

また、小学校就学児童のいる家庭では、「いる/ある」が93.0%（★88.4%、+4.6 ㊦）、「いない/ない」が5.2%（★8.0%、-2.8 ㊦）となっています。

なお、相談相手が「いる（ある）」と回答した方の相談相手について、就学前児童のいる家庭では、「祖父母等の親族」（84.7%）（★82.2%、+2.5 ㊦）、「友人や知人」（75.0%）（★71.7%、+3.3 ㊦）、「幼稚園教諭」（30.4%）（★16.5%、+13.9 ㊦）を、小学校就学児童のいる家庭では、「祖父母等の親族」（78.3%）（★73.5%、+4.8 ㊦）、「友人や知人」（74.6%）（★72.2%、+2.4 ㊦）、「小学校教諭・養護教諭」（46.9%）（★28.7%、+18.2 ㊦）、それぞれ上位に挙げています。

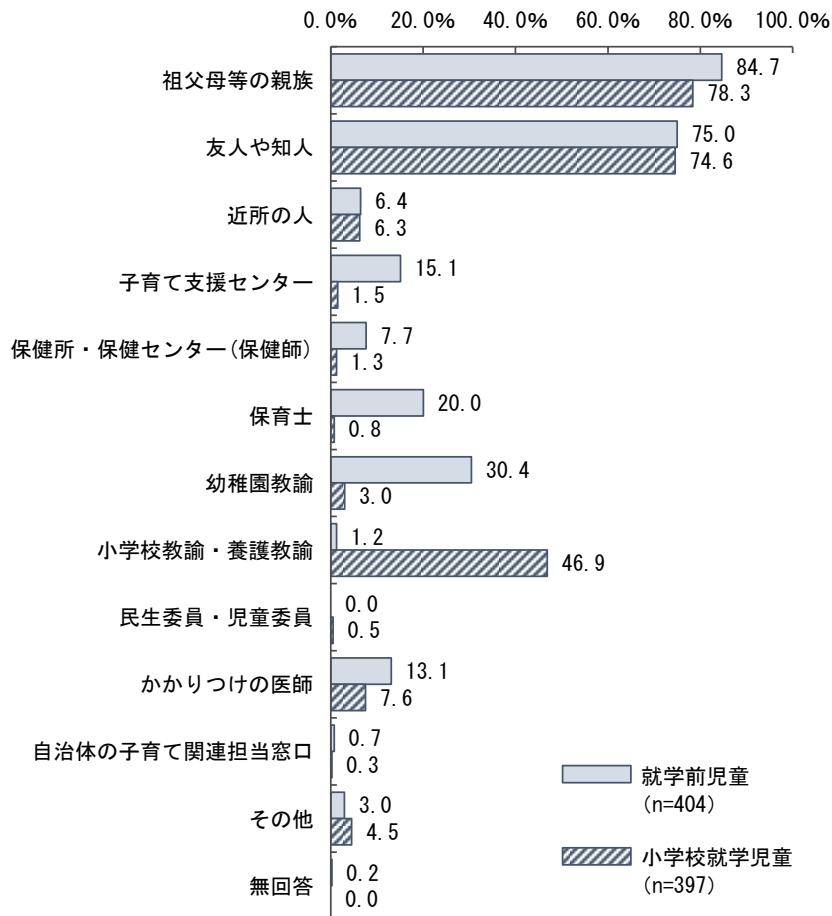
図表 子育てについて相談できる人（場所）の有無



図表 子育てに関する相談先
(就学前・小学校就学児童：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=404)	祖父母等の親族 84.7%	友人や知人 75.0%	幼稚園教諭 30.4%
小学校就学児童 (n=397)	祖父母等の親族 78.3%	友人や知人 74.6%	小学校教諭・養護教諭 46.9%

図表 子育てに関する相談先

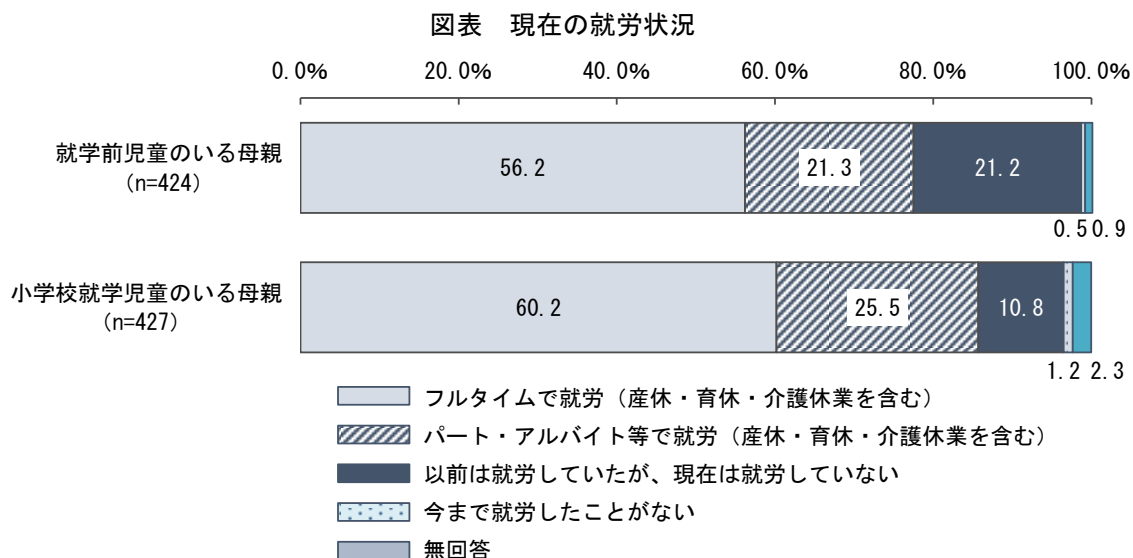


(3) 母親の就労状況

① 母親の就労状況 (★前回比率、増減)

◎ 回答のあった母親の就労している割合 (現在休業中を含む) は、就学前児童では 8 割、小学校就学児童のいる家庭では 8 割強を占めています。

現在は育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況について、就学前児童の保護者では、「就労している (フルタイム)」(56.2%) (★53.7%、+2.5 ㊦)、「就労している (パートタイム、アルバイト等)」(21.3%) (★21.4%、-0.1 ㊦) を合わせた就労している方は 77.5% (★75.1%、+2.4 ㊦)、小学生の保護者では、「就労している (フルタイム)」(60.2%) (★59.3%、+0.9 ㊦)、「就労している (パートタイム、アルバイト等)」(25.5%) (★24.8%、+0.7 ㊦) を合わせた就労率は 85.7% (★84.1%、+1.6 ㊦) となっています。



② 今後の就労意向について (★前回比率、増減)

◎ パート・アルバイト等からフルタイムへの転換について、就学前児童・小学校就学児童の母親ともに、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した割合が最も高くなっています。

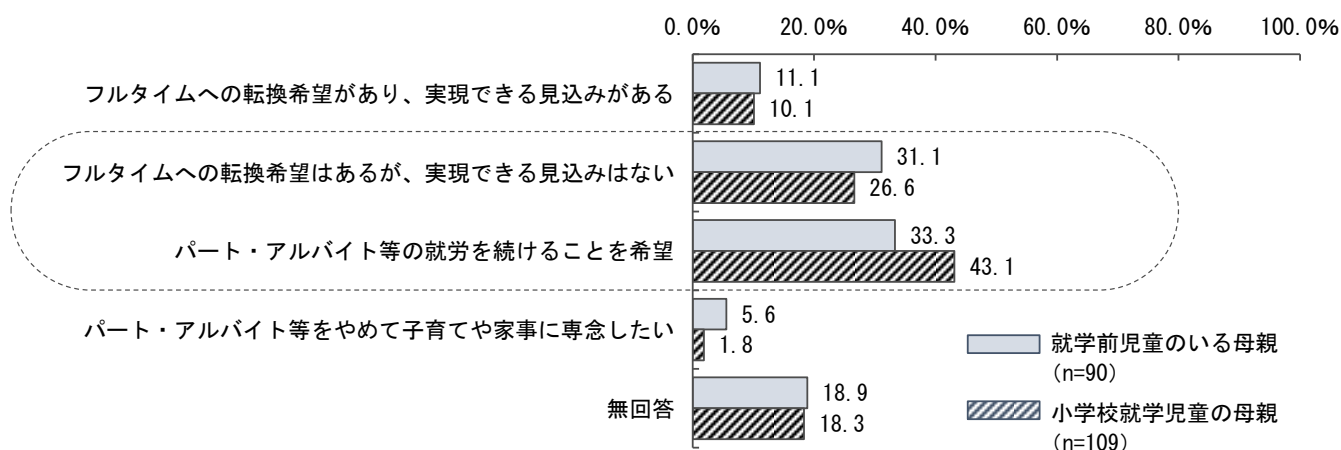
◎ 現在就労していない母親のうち、就学前児童の母親では 7 割、小学校就学児童の母親では 5 割が“就労したい”と回答しています。

今後の就労意向として、「パート・アルバイト等で就労している」母親のフルタイムへの転換意向をみると、就学前児童、小学校就学児童の母親ともに、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

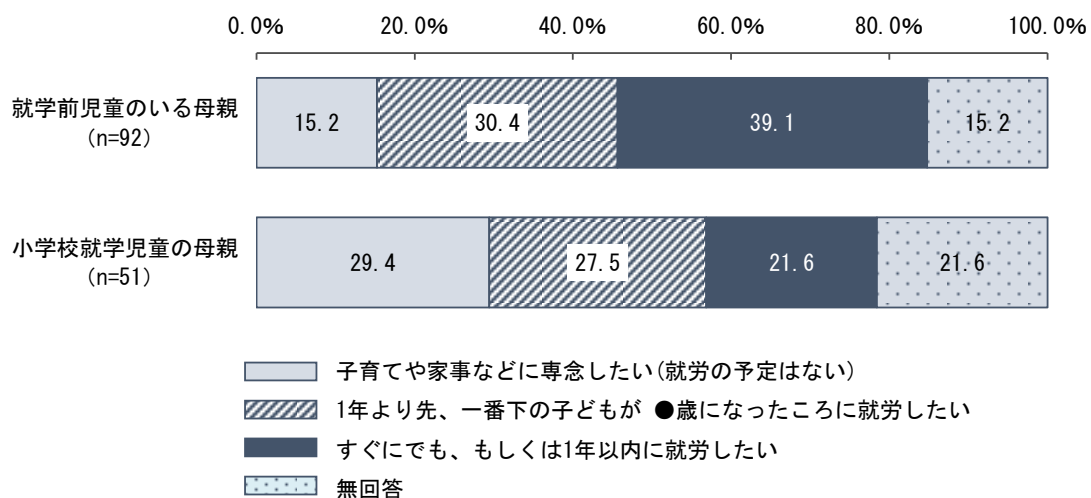
また、「フルタイムへの転換できる見込みがある」と回答した割合は、就学前児童の母親 (n=90) で 11.1% (★10.2%、+0.9 ㊦)、小学校就学児童の母親 (n=109) で 10.1% (★6.3%、+3.8 ㊦) となっています。

その他、現在就労していない方で今後“就労したい（「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」、または「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）」意向のある潜在的な就労意向は、就学前児童の母親（n=92）で69.5%（★47.9%、+21.6%）、小学校就学児童の母親（n=51）で49.1%（★37.4%、+11.7%）となっています。

図表 就労している母親の就労の意向



図表 現在就労していない母親の就労の意向



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）

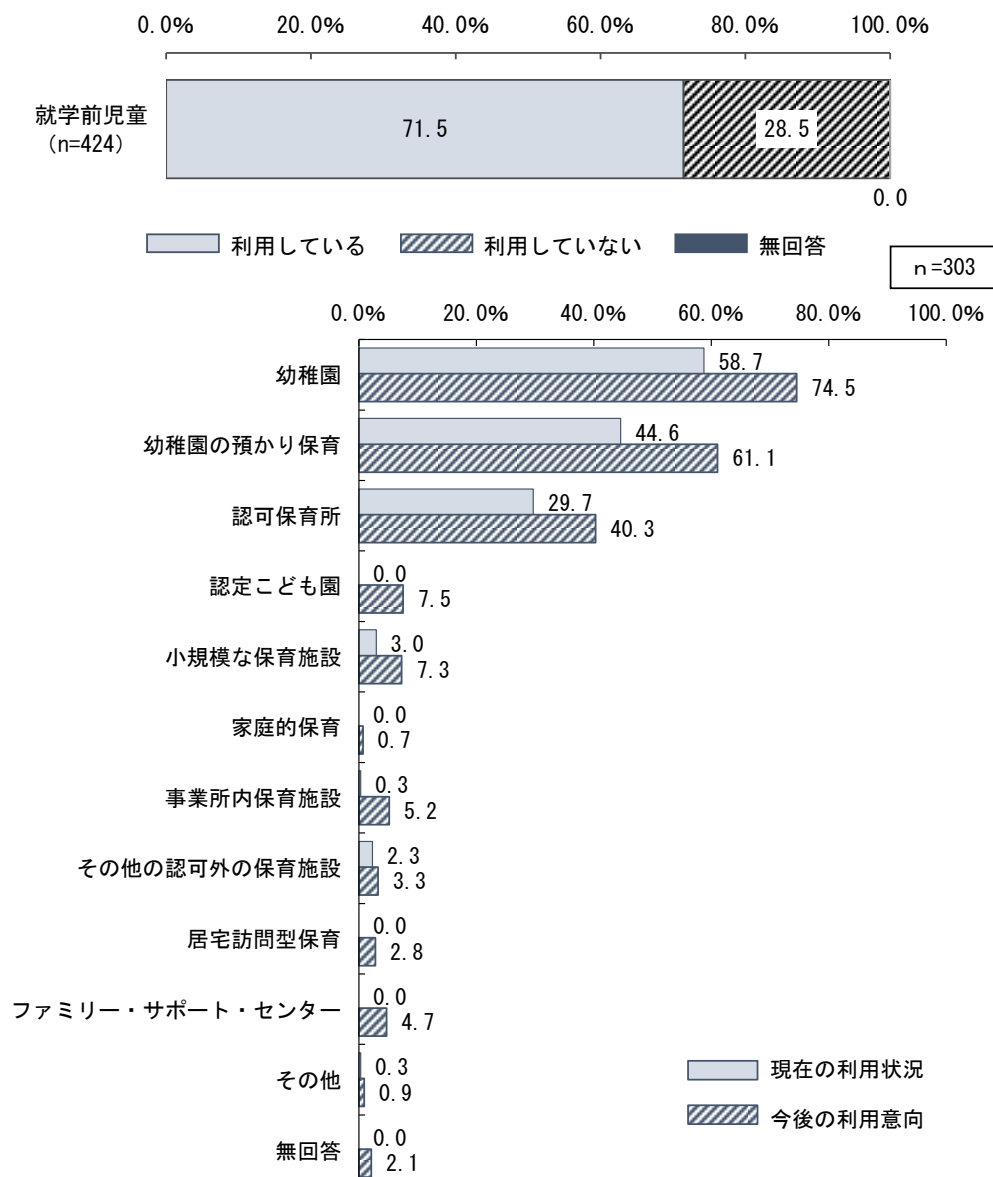
① 教育・保育の利用状況・今後の利用意向（★前回比率、増減）

◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設の利用率は7割、主な利用は、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」となっています。

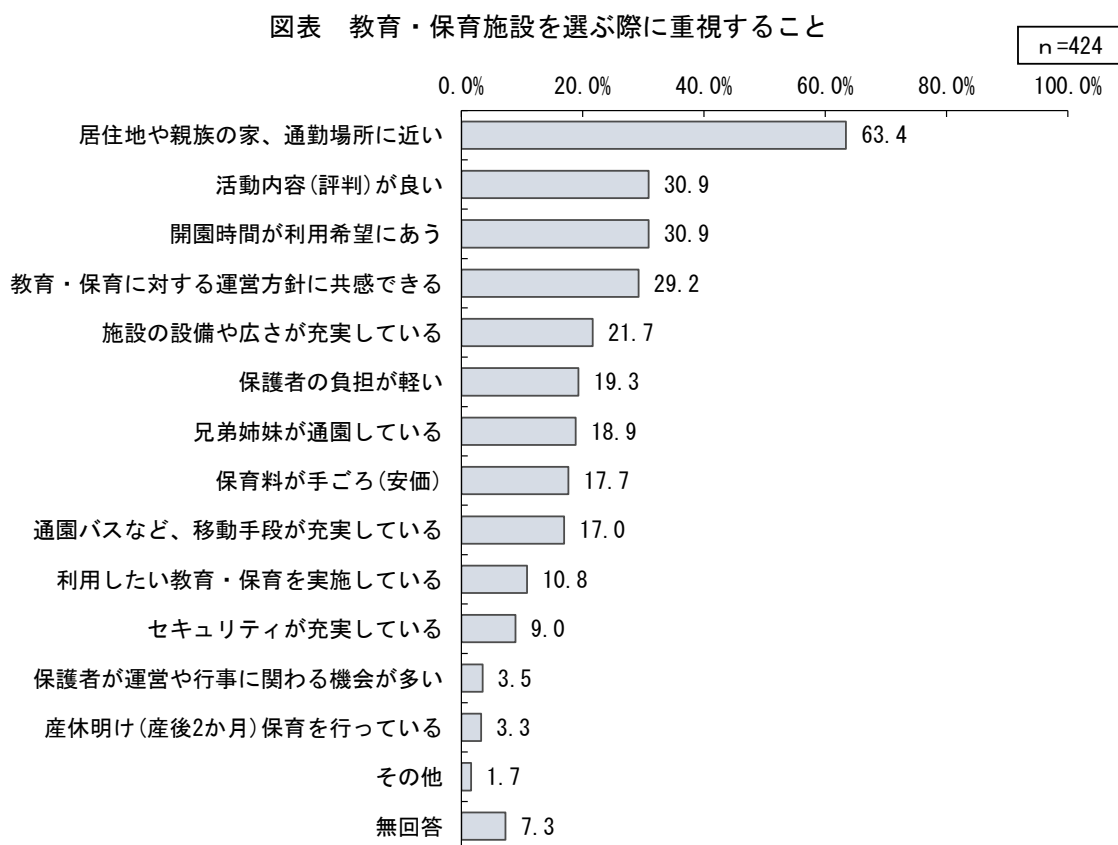
就学前児童の教育・保育施設を現在「利用している」割合は71.5%（★66.0%、+5.5 ㊦）で、利用しているサービスとしては、「幼稚園」（58.7%）（★46.1%、+12.6 ㊦）、「幼稚園の預かり保育」（44.6%）（★19.1%、+25.5 ㊦）、「認可保育所」（29.7%）（★46.2%、-16.5 ㊦）が多くなっています。

また、今後の定期的な利用の意向として、「幼稚園」（74.5%）（★63.4%、+11.1 ㊦）、「幼稚園の預かり保育」（61.1%）（★43.0%、+18.1 ㊦）、「認可保育所」（40.3%）（★44.8%、-4.5 ㊦）を上位に挙げています。

図表 教育・保育の利用状況・今後の利用意向



なお、教育・保育施設を選ぶ際に重視することとしては、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」(63.4%)、「活動内容(評判)が良い」、「開園時間が利用希望に合う」(ともに30.9%)、「教育・保育に対する運営方針に共感できる」(29.2%)といった点を挙げています。



② 利用している理由・利用していない理由 (★前回比率、増減)

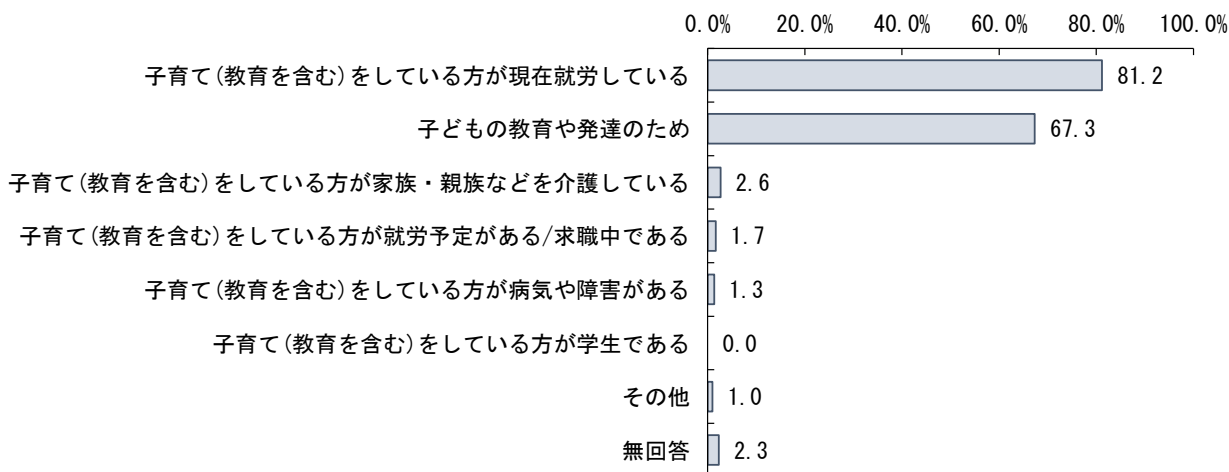
- ◎ 教育・保育施設を「利用している」理由として「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」を、「利用していない」理由として「利用する必要がない」を、それぞれ最上位に挙げています。
- ◎ 「利用していない」方の2割は、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」ことを理由として挙げています。

定期的な教育・保育施設等を「利用している」と回答した方(n=303)の利用している理由として、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」(81.2%)、「子どもの教育や発達のため」(67.3%)、「子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している」(2.6%)を上位に挙げています。

また、定期的な教育・保育施設等を「利用していない」と回答した方(n=121)の利用していない理由として、「利用する必要がない」(39.7%) (★34.9%、+4.8 ㊦)、 「子どもがまだ小さいため●歳くらいになったら利用しようと考えている」(31.4%) (★27.7%、+3.7 ㊦)、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」(16.5%) (★15.0%、+1.5 ㊦)を上位に挙げています。

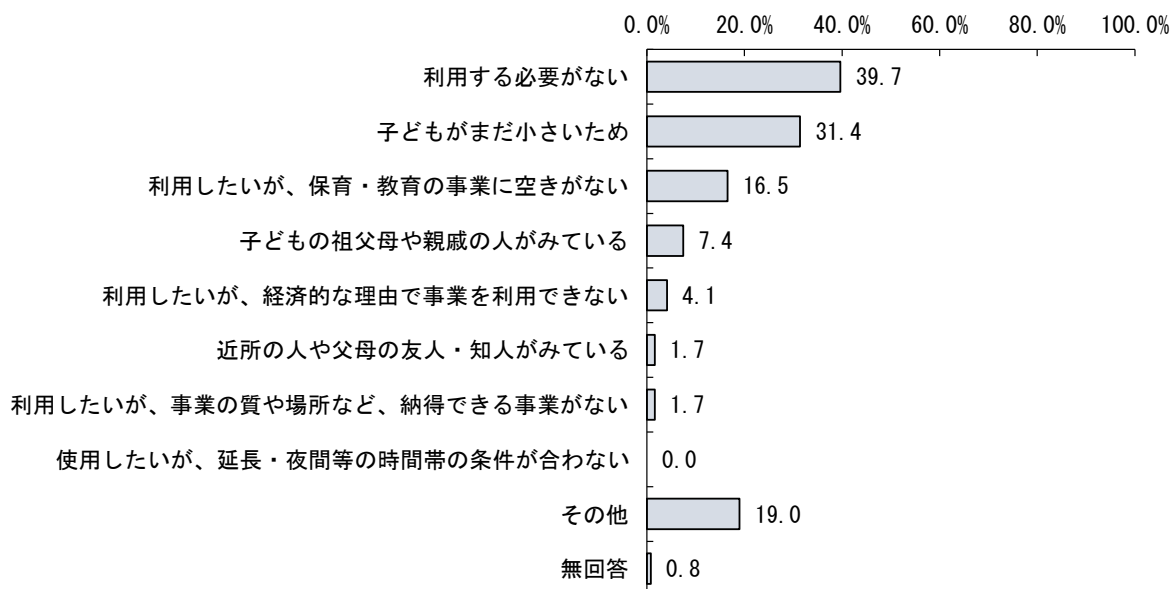
図表 利用している理由

n=303



図表 利用していない理由

n=121



(参考) 「子どもがまだ小さいため●歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方の利用開始の希望年齢

(単位：歳)

就学前児童の利用開始の希望年齢 (平均)

1.65 歳

(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前児童）

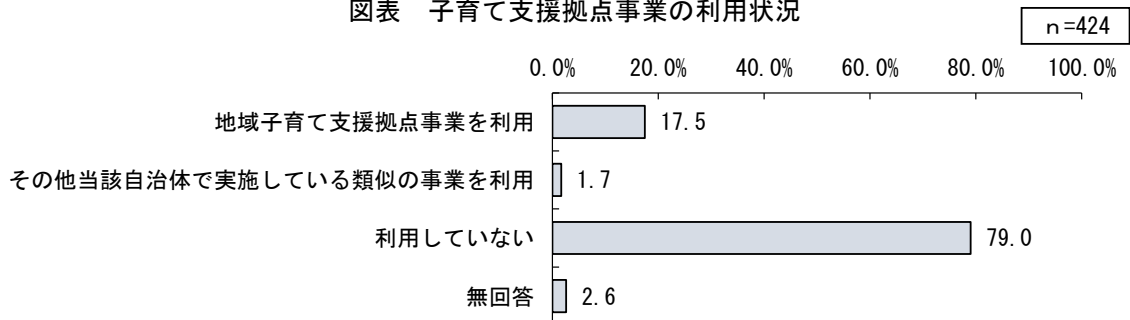
① 子育て支援拠点事業の利用状況（★前回比率、増減）

- ◎ 地域子育て支援拠点事業について、就学前児童のいる家庭の2割が、市内及び他の自治体で「利用している」と回答しています。
- ◎ 地域子育て支援拠点事業の利用意向として3割が「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答しています。

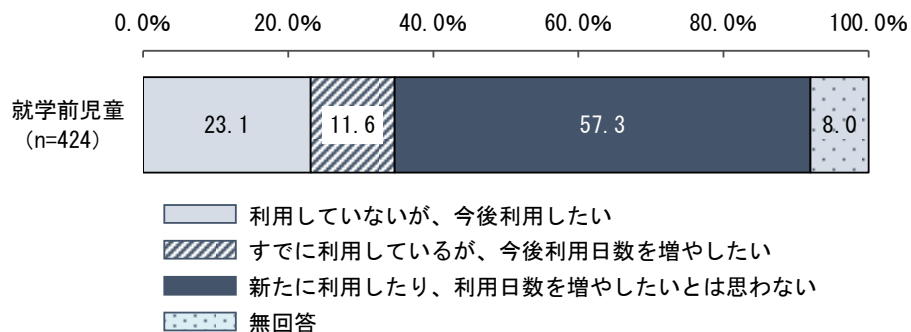
地域子育て支援拠点事業の利用状況として、「地域子育て支援拠点事業」の利用は17.5%（★13.1%、+4.4ポイント）、「その他当該自治体で実施している類似の事業」の利用は1.7%（★0.7%、+1ポイント）となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の今後利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が57.3%（★60.3%、-3ポイント）と最も多くなっており、「利用していないが、今後利用したい」（23.1%）（★25.1%、-2ポイント）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（11.6%）（★7.6%、+4ポイント）を合わせた利用意向は34.7%（★32.7%、+2ポイント）となっています。

図表 子育て支援拠点事業の利用状況



図表 今後の利用意向



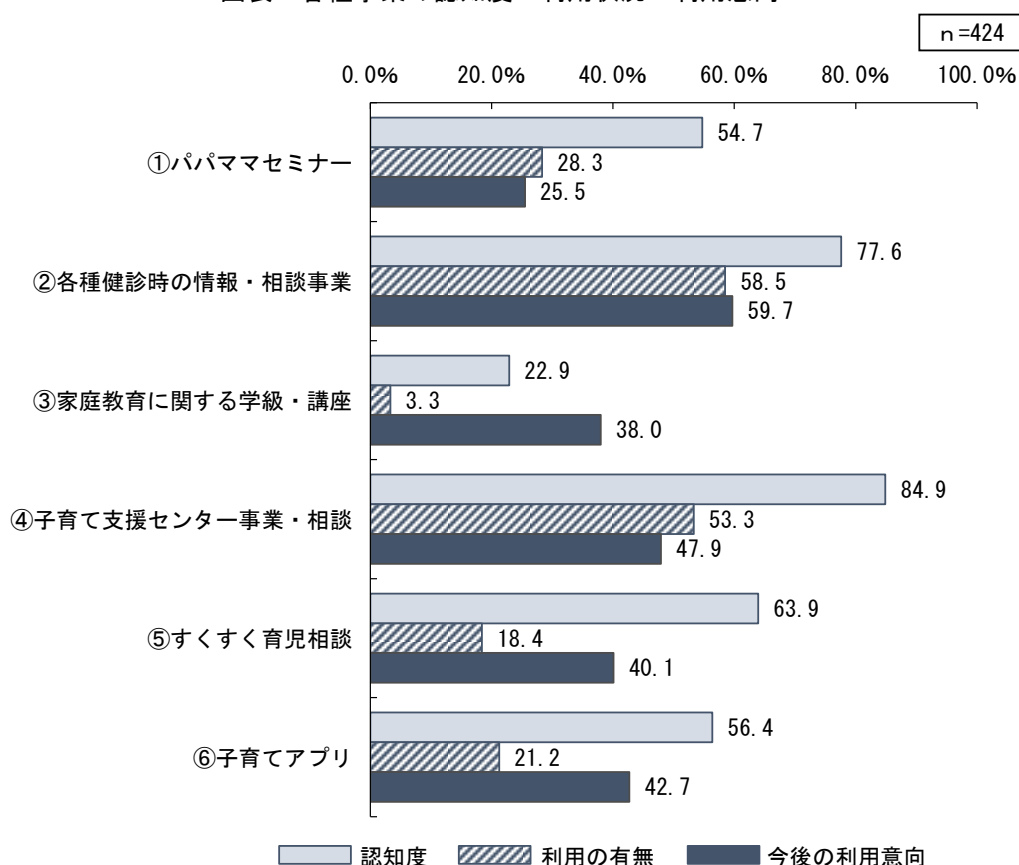
② 各種事業の認知度・利用状況・利用意向

◎ 各種事業について半数以上が「知っている」と回答している中、目的や内容によって利用状況や利用意向は異なります。

各種事業について5割以上が「知っている」と回答しており、「子育て支援センター事業・相談」(84.9%)、「各種健診時の情報・相談事業」(77.6%)、「すくすく育児相談」(63.9%)を上位に挙げています。

また、利用したことのある事業では「各種健診時の情報・相談事業」(58.5%)、「子育て支援センター事業・相談」(53.3%)、「パパママセミナー」(28.3%)を、今後利用したい事業では、「各種健診時の情報・相談事業」(59.7%)、「子育て支援センター事業・相談」(47.9%)、「子育てアプリ」(42.7%)を、それぞれ上位に挙げています。

図表 各種事業の認知度・利用状況・利用意向



(6) 土日・休日、長期休暇の利用・病気の際の預かりについて

① 土日・休日、長期休暇の利用について (★前回比率、増減)

- ◎ 教育・保育施設等の土日・休日利用について、土曜日は5割、日曜・祝日は2割強の利用希望がみられます。
- ◎ 幼稚園利用者の長期休暇期間中の利用希望として、8割が休みの期間中、“ほぼ毎日”または“週に数日”利用したいと回答しています。

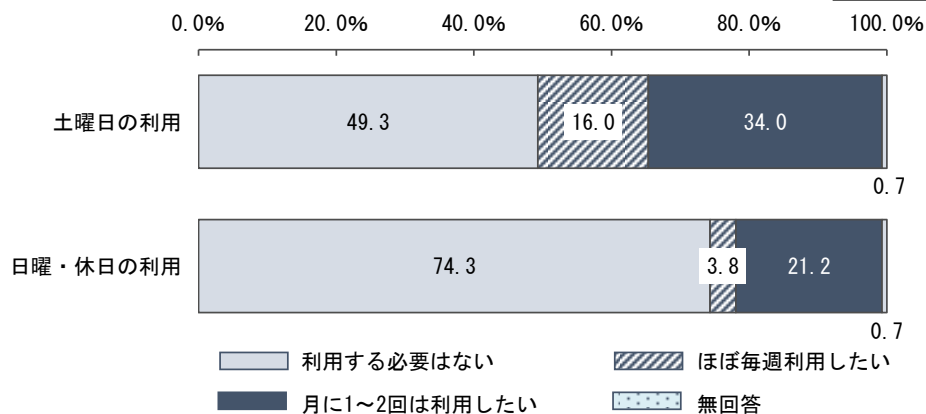
曜日、日曜・祝日の教育・保育施設等の利用希望をみると、土曜日については「月に1~2回は利用したい」(34.0%) (★30.4%、+3.6㊦)、「ほぼ毎週利用したい」(16.0%) (★19.2%、-3.2㊦) を合わせた50.0% (★49.6%、+0.4㊦) が“利用したい”と回答し、「利用する必要はない」(49.3%) (★48.6%、+0.7㊦) を上回っています。

また、日曜・祝日については、「利用する必要はない」が74.3% (★70.5%、+3.8㊦) を占め、“利用したい(「月に1~2回は利用したい」、または「ほぼ毎週利用したい」)”意向は25.0% (★27.3%、-2.3㊦) となっています。

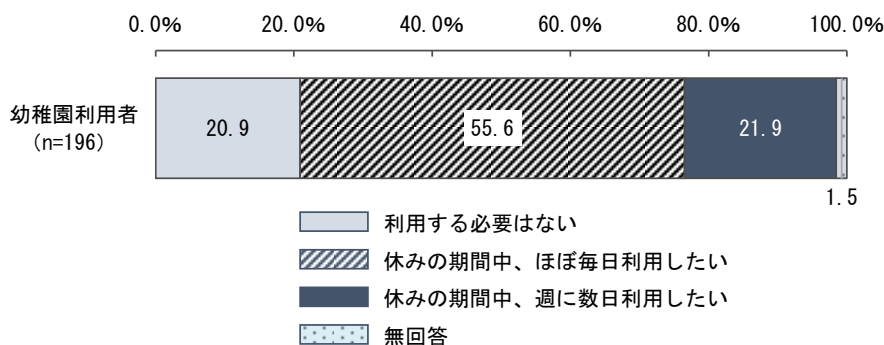
なお、預かり保育を含めた幼稚園利用者(n=196)の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」(55.6%) (★36.0%、+19.6㊦)、「休みの期間中、週に数日利用したい」(21.9%) (★26.3%、-4.4㊦)、合わせた77.5% (★62.3%、+15.2㊦) が“利用したい”と回答しています。

図表 土日の利用状況について

n=424



図表 長期休暇の幼稚園利用



② 病気の際の預かりについて（★前回比率、増減）

◎ 回答のあった就学前児童のいる家庭の7割が、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったと回答し、その際に保護者や親族がみること

で対処している状況がみられます。

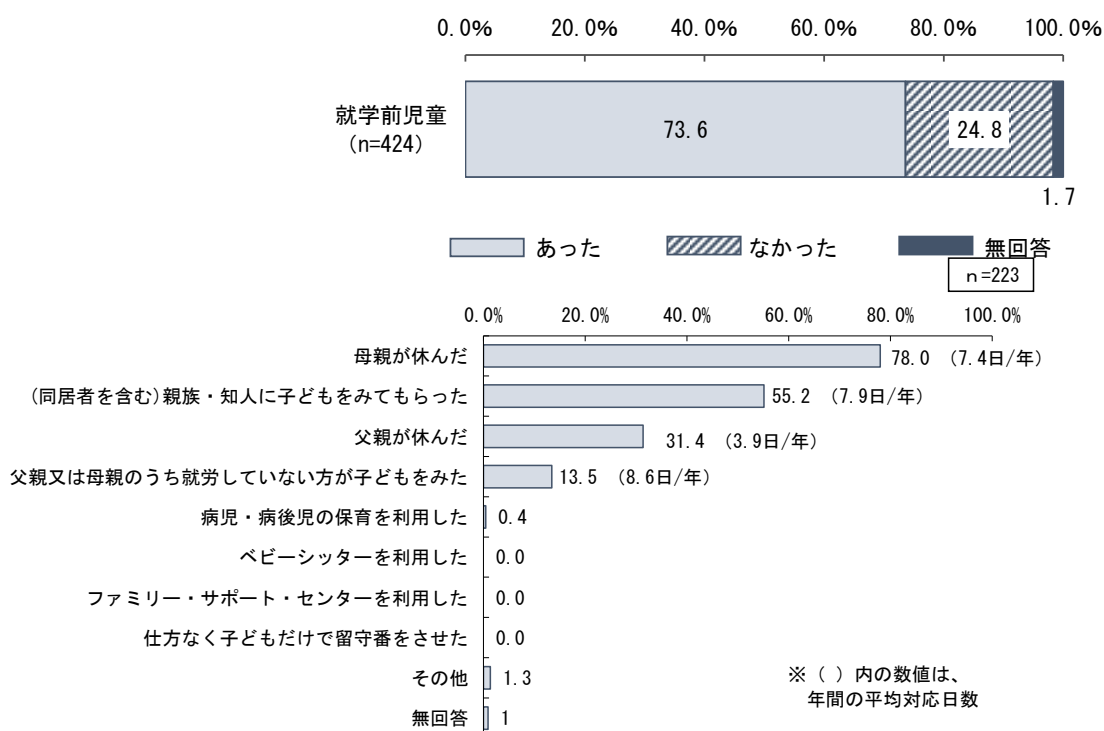
◎ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、3割となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方（n=303）のうち、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、73.6%（★69.1%、+4.5 ㊦）が「あった」と回答しています。

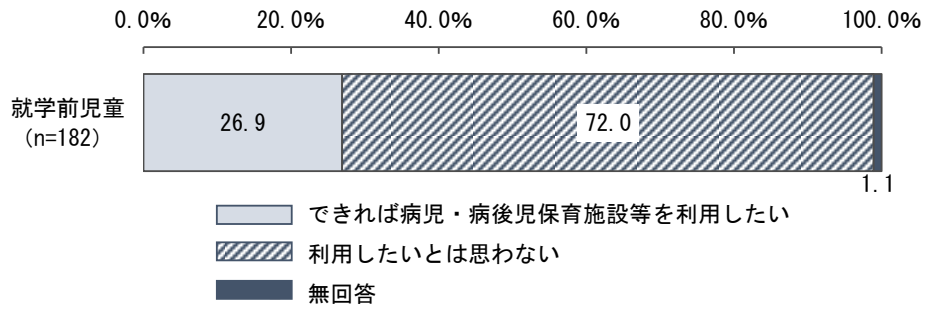
その際の対処法としては、「母親が休んだ」（78.0%）（★77.8%、+0.2 ㊦）が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」（55.2%）（★55.2%、0 ㊦）、「父親が休んだ」（31.4%）（★27.9%、+3.5 ㊦）を上位に挙げています。

なお、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が26.9%（★36.6%、-9.7 ㊦）、「利用したいと思わない」が72.0%（★60.9%、+11.1 ㊦）となっています。

図表 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験とその対処法について



図表 病児・病後児のための施設利用希望について



(7) 放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用について (小学校就学児童)

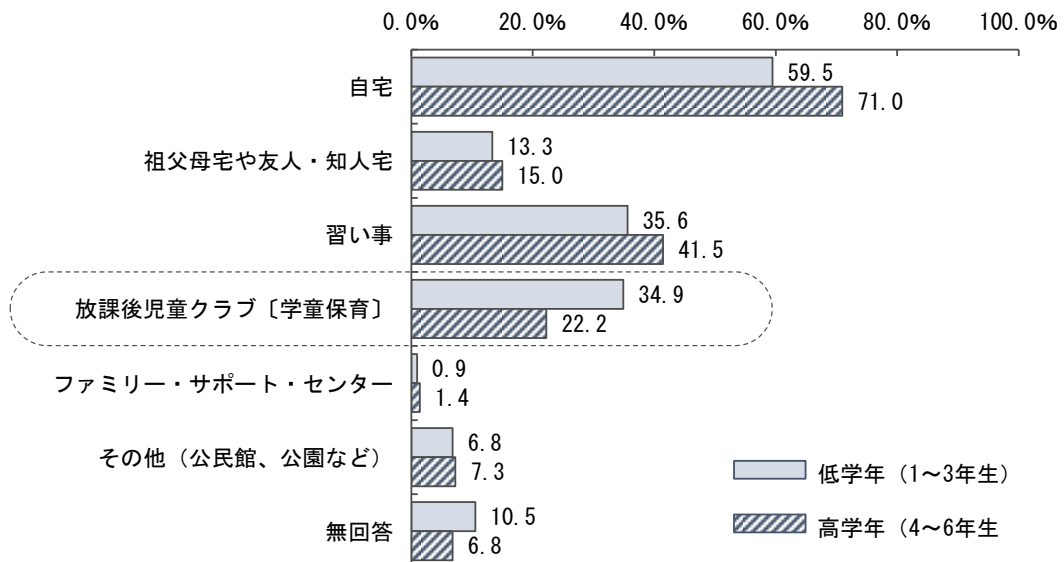
① 低学年・高学年の放課後の過ごし方について (★前回比率、増減)

◎ 小学校就学児童の放課後児童クラブ (学童保育) の利用は、低学年では 3 割、高学年では 2 割となっています。

小学校就学児童の放課後の時間を過ごさせたい場所として、低学年、高学年を問わず、「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ (学童保育)」を上位に挙げており、放課後児童クラブ (学童保育) を「放課後の時間を過ごさせたい場所」として回答した割合は、低学年では 34.9% (★47.6%、-12.7 割)、高学年では 22.2% (★42.4%、-20.2 割) となっています。

図表 放課後の過ごし方について

n=427

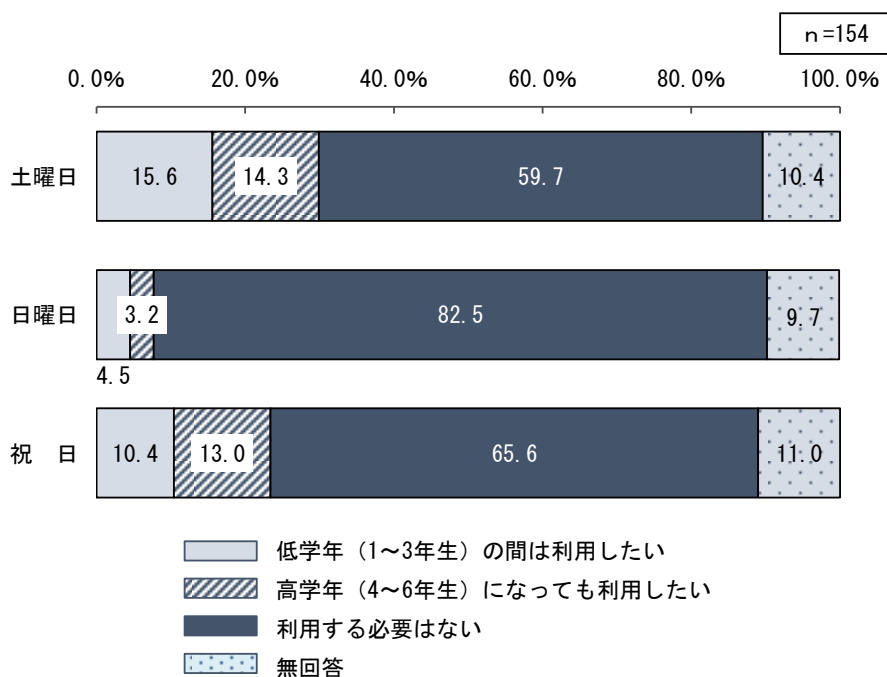


② 土日祝日・長期休暇の利用意向（★前回比率、増減）

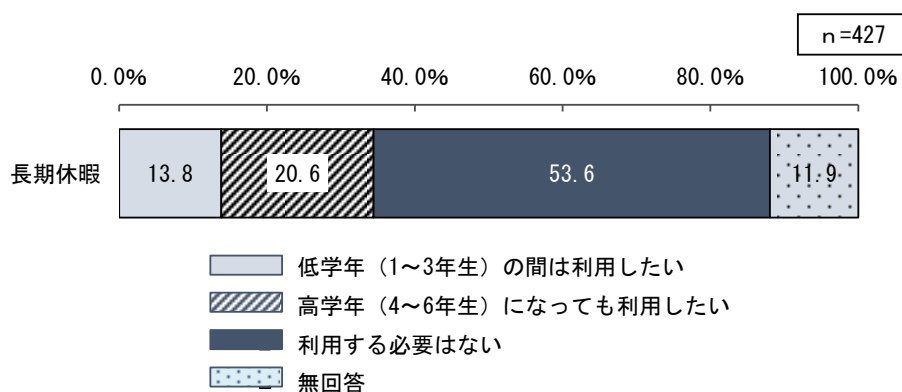
◎ 放課後児童クラブ（学童保育）の土曜日の利用意向が3割を占めています。

土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）利用意向は、低学年、高学年合わせて 29.9%（★37.3%、-7.4 ㊦）となっていますが、日曜では 7.8%、祝日は 23.4%（日曜・祝日★16.7%）となっています。また、長期休暇中の利用意向 34.4%（★30.4%、+4.0 ㊦）は、となっています。

図表 土日祝日の放課後児童クラブ（学童保育）利用意向



図表 長期休暇の放課後児童クラブ（学童保育）利用意向



(8) 職場の両立支援制度について (就学前児童)

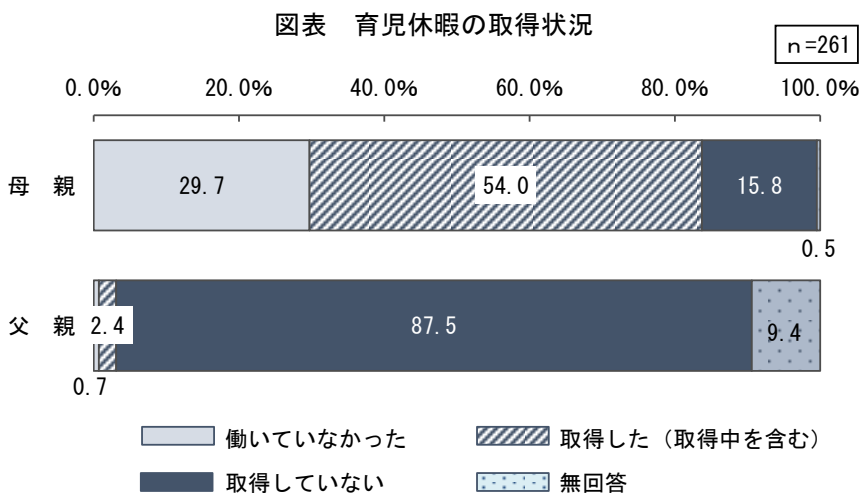
① 育児休暇の取得状況 (★前回比率、増減)

◎ 育児休暇取得状況は母親が54.0%、父親が2.4%となっています。

育児休暇の取得について、母親の54.0% (★38.1%、+15.9 ㊦) が「取得した」と回答しています。

一方で、父親の取得状況は2.4% (★2.3%、+0.1 ㊦) であり、87.5% (★80.3%、+7.2 ㊦) が「取得していない」と回答しています。

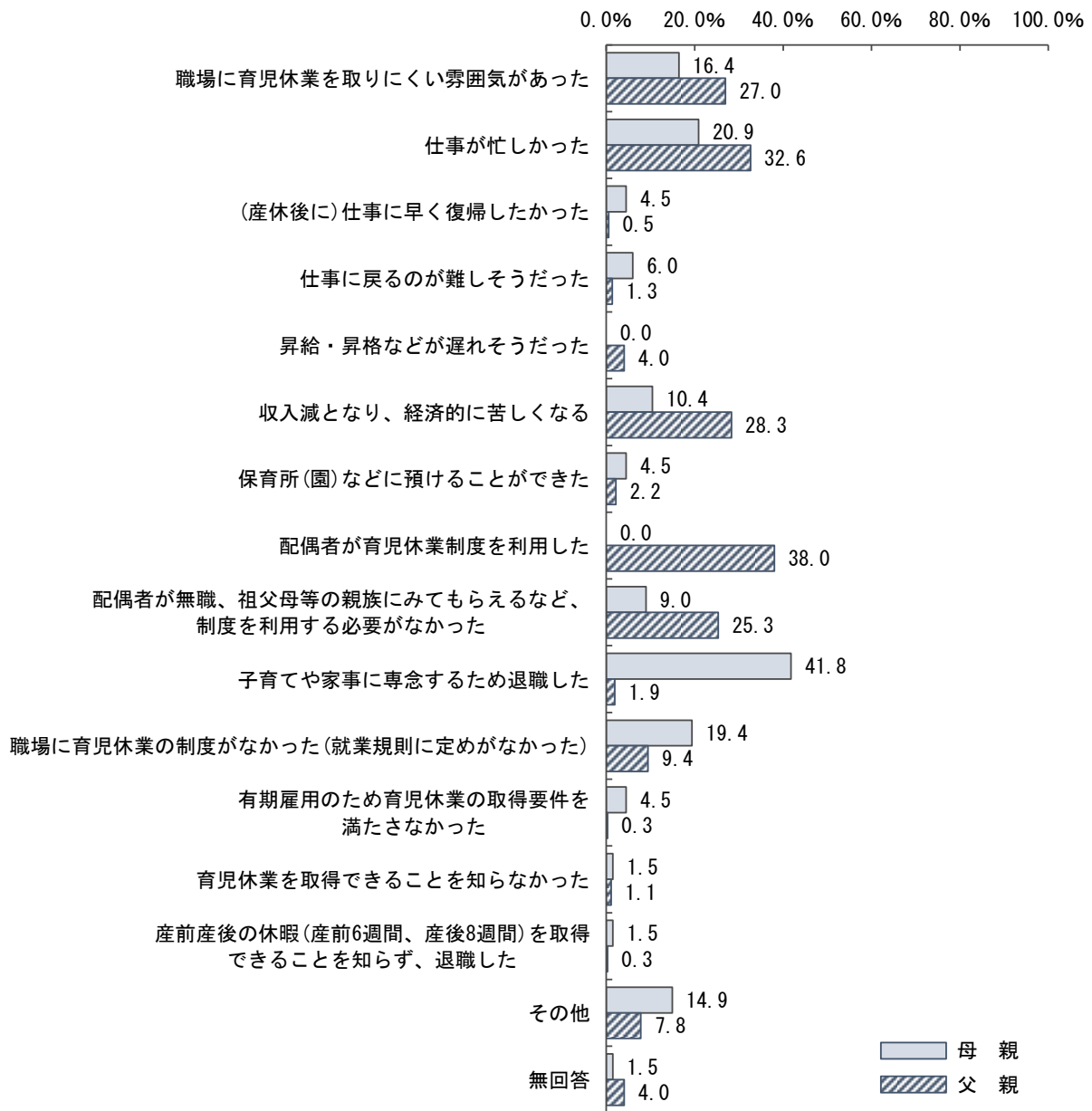
なお、「取得していない」と回答した方の理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(41.8%) (★3.3%、+38.5 ㊦)、「仕事が忙しかった」(20.9%) (★5.6%、+15.3 ㊦)、「職場に育児休業の制度がなかった」(19.4%) (★5.6%、+13.8 ㊦) を、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」(38.0%) (★23.3%、+14.7 ㊦)、「仕事が忙しかった」(32.6%) (★26.1%、+6.5 ㊦)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(28.3%) (★23.0%、+5.3 ㊦) を、それぞれ上位に挙げています。



図表 育児休業の取得していない理由 (父親・母親別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
母親 (n=67)	子育てや家事に専念するため退職した 41.8%	仕事が忙しかった 20.9%	職場に育児休業の制度がなかった 19.4%
父親 (n=371)	配偶者が育児休業制度を利用した 38.0%	仕事が忙しかった 32.6%	収入減となり、経済的に苦しくなる 28.3%

図表 育児休業の取得していない理由



4 子ども・子育て支援の課題の整理

ここまでの、子ども・子育てを取り巻く環境などを踏まえ、本市の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

(1) 人口減少社会への対応

本市における総人口は、過去5年間で6.1%（4,405人）減少しています。年少人口（0歳～14歳）は920人、生産年齢人口（15歳～64歳）は4,743人それぞれ減少、一方、老年人口（65歳以上）は1,258人増加しています。今後、年少人口の減少が見込まれるほか、各家庭の世帯人員数から、世帯の少人数化傾向が強くなっていることがわかります。また、核家族世帯、ひとり親家庭についても微増しています。

こうした少子化の傾向に歯止めをかけ、さらには近年の社会的問題でもある児童虐待防止や、子どもの相対的貧困の改善を図るためにも、子育て支援施策において、ひとり親家庭の支援の推進など、各家庭のニーズに沿った多様な支援が求められます。

(2) 地域ぐるみによる子育て支援

アンケート調査では、子どもを緊急時や用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる割合は前回調査に比べ増えているのに対し、日常的にみてもらえる人の割合は減っており、徐々に核家族化が影響していることがうかがえます。「いずれもない」と回答した割合は、1割程度を占めているほか、子育てのことを相談できる相手が「ない/いない」と回答した未就学児童のいる家庭が3.3%となっているなど、依然として地域で孤立した状況にある子育て家庭がみられます。今後、親族等に代わり、子育て家庭を支える社会的な仕組みは重要性を増していくと考えられます。

前計画で実施に向けての体制づくりが整理できなかった利用者支援事業を早期に実施し、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど、地域で子育てを支えている支援者と連携し、保護者からの相談やニーズに対応できる支援を行っていくほか、子育ての孤立などが原因とされる児童虐待を未然に防止するよう、養育支援訪問事業において家庭相談などの相談機能を充実させる取り組みや個別支援が必要です。また、子育て家庭が、日々のあいさつや、地域行事への家族での参加等を通じ、さまざまな世代の人との交流で子育ての仲間づくりができる機会を設け、「地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えていく」意識を醸成していく必要があります。

(3) 保育需要への対応

20代後半から30代後半の女性の8割が就労しており、出産育児期にも仕事を続ける女性が多いことがわかります。アンケート調査では、就労していない未就学児の母親の7割（5年前の調査に比べ2割増）が就労を希望していることから、今後さらに需要が見込まれる3歳未満児の保育に対し、施設・保育士の確保等が求められます。一方、3歳以上児が利用する幼稚園、保育所等の利用定員については、保護者のニーズを見極めながら、適正に確保し、子どもが健やかに育つ環境の充実を図っていきます。また、子育てに必要な支援施策として「仕事と家庭生活の両立ができる環境」づくりに向けて、一時預かり、延長保育など、各種保育サービスの充実を図るとともに、家庭・職場・地域の子育てに関する意識啓発を図る必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念

「すくすく いきいき 子育てのまち 栗原」を基本理念とする「栗原市次世代育成支援行動計画」を中心に、本市の将来を担う子どもたちが健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進してきました。

これまでの本市の推進体制は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

そのことから、本市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これまでの推進体制を継承していくこととします。



すくすく いきいき 子育てのまち 栗原



第2節 基本方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本方針としています。

本市においては、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、「一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」ことを基本方針とします。

また、「一人一人の子どもの健やかな育ち」を支えるために、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

子どもの育ちに伴う視点

① 乳児期：

一般に、身近にいる特定の大人との愛着を育みながら、身体的にも著しい発育・発達が見られる時期。子どものさまざまな行動や欲求に、身近な大人がいち早くかつ積極的に関わり、人に対する基本的な信頼感の芽生えや情緒の安定が図られるよう配慮する環境づくりを推進します。

② 幼児期（3歳未満）：

一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期。こうした姿を積極的に受け止めて、子どもに自信を持たせ、安心感や安定感を与えて、身近な環境への自発的な活動などを助ける取り組みを推進します。

③ 幼児期（3歳以上）：

一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる時期。ものや人との関わりにおける自己表出を通じての育ちに大切な、自我や主体性の芽生えを助ける取り組みを推進します。

④ 学童期及び思春期（6歳から18歳）：

学童期、思春期を含む18歳までの児童・生徒については、就学後は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮する環境づくりを推進します。

以上のような、子どもの成長に伴う各時期の特質を捉え、切れ目のない支援の提供とともに、それぞれに応じた支援の形を作ることを推進します。

社会全体で育ちを支える視点

① 保護者：

家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つ環境づくりを推進します。

児童虐待が子どもに及ぼす影響を理解し、子どもの発達や自身の子育てに対し、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

② 地域社会：

家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、コミュニティの中で子どもを育むことが重要。教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、地域に開かれ、共にあること。地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加し、地域で、世代間で子どもを育てる意識づくりを推進します。

③ 事業主：

子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援、ひとり親家庭などへの雇用に関する支援など、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境を推進します。

以上のように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるような社会環境を推進します。

第4章 教育・保育提供区域の設定

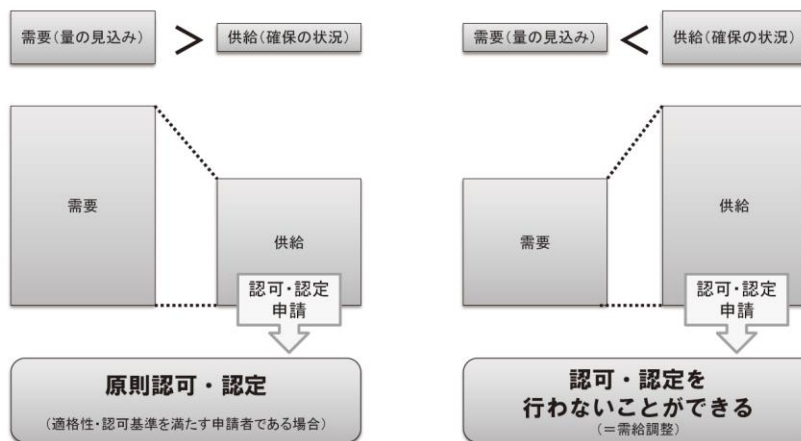
第1節 本市における教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域のことです（子ども・子育て支援法第61条第2項）。保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定します。

本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。

なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

第2節 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、第1期計画と同様、次のとおり設定します。

（認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方）

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	10区域	幼稚園は、学校施設の適正規模及び適正配置等に基づき、10地域における提供区域とするものです。
2号認定（3～5歳）	1区域	現在の施設配置や利用実態から、細かい区域に分けず、市内全域を1区域として提供の調整を行います。
3号認定（0～2歳）	1区域	2号認定と同等の考え方により、市内全域を1区域として提供の調整を行います。

（11事業の提供区域とその考え方）

	事業名	提供区域	考え方
1	利用者支援に関する事業 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	1区域	窓口数は今後増設の可能性もありますが、市内全域を1区域として対応を調整します。
2	地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	1区域	現状の拠点配置状況及び利用には地域の制約もないことから市内全域を1区域として対応します。
3	妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	1区域	各所の医療機関で受診可能であり、区域を設定して行う事業ではないため市内全域を1区域として対応します。
4	乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問型の事業で区域設定の必要がないため市内全域を1区域として対応します。
5	養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	1区域	訪問型の事業で区域設定の必要がないことと、関係機関を含めた全市的な連絡・調整を要するため市内全域を1区域として対応します。
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	1区域	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域を1区域として対応します。

	事業名	提供区域	考え方
7	子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	1 区域	会員募集、希望・提供の調整とも全市レベルで行うことから市内全域を1区域として対応します。
8	一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	1 区域	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域を1区域として対応します。
9	時間外保育事業 延長保育	1 区域	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せないため保育の提供区域と同じ1区域で対応します。
10	病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	1 区域	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域を1区域として対応します。
11	放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	10 区域	各放課後児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区の10区域として設定します。

(その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

	事業名	提供区域	考え方
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定は行いません。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全市的な取り組みとなると思われ、区域設定は行いません。

第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

第1節 「量の見込み」と「確保の方策」について

国の基本指針等に沿って、子ども・子育て事業計画の実施状況をまとめます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、量の見込み、確保の方策の考え方を以下のとおりとして計画します。

※ 「量の見込み」とは、教育・保育、子育て支援等のサービスを利用したいというニーズ見込み数（需要）のことで、「確保の方策」とは、「量の見込み」を達成するために施策を講じ、供給する数量のことをあらわします。

第2節 計画期間における見込みの考え方

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下「ニーズ調査」とする）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

なお、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」において、ニーズ調査だけでなく、本市の実態等を踏まえた量の見込みの検討も行います。

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在家庭類型に分類します。

潜在家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～2歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊まりがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討

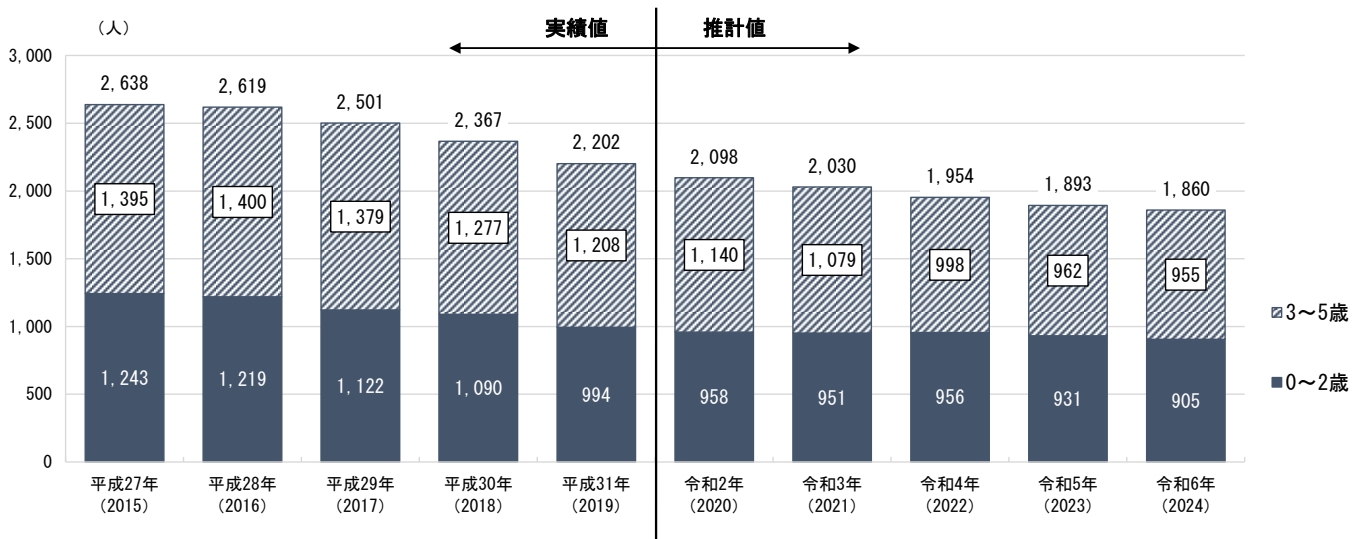
事業名	項目	算出対象
子育て援助活動支援事業 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	小学校低学年
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	低学年のうちは、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
子育て援助活動支援事業 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	小学校全学年
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
一時預かり事業 【上記以外・保育所等による在園児以外の一時預かり】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
延長保育事業（時間外保育）	対象年齢	0～2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	小学校低学年
	家庭類型	タイプA、B、C、C'、E、E'
	利用意向	就学後、低学年のうちは、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	小学校全学年
	家庭類型	タイプA、B、C、C'、E、E'
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
	その他	利用実態による量の見込みも検討

2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

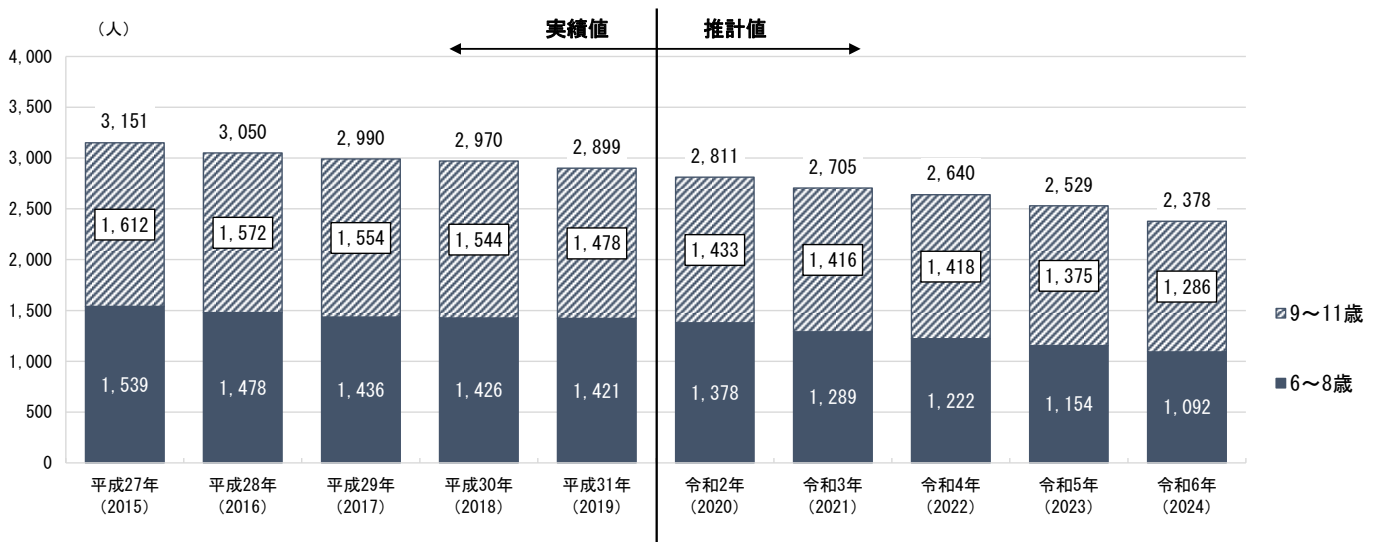
(1) 児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。
計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績値					推計値				
	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
0歳児	364	380	347	336	301	323	316	306	298	290
1歳児	445	392	391	363	329	307	329	322	312	304
2歳児	434	447	384	391	364	328	306	328	321	311
3歳児	474	443	442	393	388	365	329	307	329	322
4歳児	471	483	451	432	388	386	363	327	305	327
5歳児	450	474	486	452	432	389	387	364	328	306
6歳児	492	454	481	485	458	436	393	391	368	331
7歳児	526	499	459	482	484	460	438	395	393	370
8歳児	521	525	496	459	479	482	458	436	393	391
9歳児	511	524	526	498	457	480	483	459	437	394
10歳児	539	509	522	522	498	455	478	481	457	435
11歳児	562	539	506	524	523	498	455	478	481	457
0～5歳	2,638	2,619	2,501	2,367	2,202	2,098	2,030	1,954	1,893	1,860
6～11歳	3,151	3,050	2,990	2,970	2,899	2,811	2,705	2,640	2,529	2,378

注：実績は住民基本台帳（各年4月1日）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成27年（2015）～31年（2019）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

ニーズ調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

家庭類型区分	潜在 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA：ひとり親	1.4%	5	4	4	4	4
タイプB：フルタイム×フルタイム	54.9%	177	174	168	164	159
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	14.1%	45	45	43	42	41
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	7.0%	23	22	22	21	20
タイプD：専業主婦（夫）	22.5%	73	71	69	67	65
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	323	316	306	298	290

■1・2歳

家庭類型区分	潜在 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA :ひとり親	5.7%	36	36	37	36	35
タイプB :フルタイム×フルタイム	60.0%	381	381	390	380	369
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	11.4%	73	73	74	72	70
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	7.6%	48	48	50	48	47
タイプD :専業主婦 (夫)	15.2%	97	97	99	96	94
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	635	635	650	633	615

■3～5歳

家庭類型区分	潜在 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA :ひとり親	8.7%	99	94	87	83	83
タイプB :フルタイム×フルタイム	51.4%	586	555	513	495	491
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	19.1%	217	206	190	184	182
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	11.0%	125	119	110	106	105
タイプD :専業主婦 (夫)	9.8%	112	106	98	95	94
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	1,140	1,079	998	962	955



第3節 教育・保育の充実

国の基本指針等に沿って、子ども・子育て事業計画の実施状況をまとめます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりとします。

なお、「量の見込み」については、ニーズ調査だけでなく、本市の実態等を踏まえた考え方も含めてまとめています。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

【量の見込みの考え方】

- 平成28年度（2016年度）から全市において「幼稚園3年保育」を実施し、併せて預かり保育のサービスを拡充するなど、本市独自の施策により3～5歳児の幼稚園への入園割合が増加していることを考慮し、直近3年の支給認定割合の平均を推計児童数に乗じて算出しています。
- 若柳地区の特定教育・保育施設が令和2年度（2020年度）から幼稚園型認定こども園に移行することを踏まえ、幼稚園機能部分のみを算出しています。

【確保の方策】

- 各地区の特定教育・保育施設の適正な利用定員数を確保していきます。
- 若柳地区の特定教育・保育施設が令和2年度（2020年度）から幼稚園型認定こども園に移行することを踏まえ、幼稚園機能部分のみを反映させています。

■市全体

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	959	907	840	808	801
確保の方策	1,705	1,603	1,489	1,433	1,419
特定教育・保育施設	1,705	1,603	1,489	1,433	1,419
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	746	696	649	625	618

■ 築館

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	247	234	218	211	208
確保の方策	340	321	300	290	286
特定教育・保育施設	340	321	300	290	286
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	93	87	82	79	78

■ 若柳

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	64	60	56	54	54
確保の方策	70	65	61	59	59
特定教育・保育施設	70	65	61	59	59
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	6	5	5	5	5

■ 栗駒

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	149	142	131	126	123
確保の方策	315	300	276	266	260
特定教育・保育施設	315	300	276	266	260
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	166	158	145	140	137

■ 高清水

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	38	36	35	32	32
確保の方策	105	99	96	88	88
特定教育・保育施設	105	99	96	88	88
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	67	63	61	56	56

■ 一迫

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	97	92	84	80	80
確保の方策	160	151	138	132	132
特定教育・保育施設	160	151	138	132	132
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	63	59	54	52	52

■瀬峰

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	84	80	72	70	70
確保の方策	105	99	89	87	87
特定教育・保育施設	105	99	89	87	87
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	21	19	17	17	17

■鶯沢

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	33	31	29	28	27
確保の方策	105	98	92	89	85
特定教育・保育施設	105	98	92	89	85
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	72	67	63	61	58

■金成

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	118	111	102	98	98
確保の方策	210	197	181	174	174
特定教育・保育施設	210	197	181	174	174
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	92	86	79	76	76

■志波姫

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	122	115	107	103	103
確保の方策	245	231	214	206	206
特定教育・保育施設	245	231	214	206	206
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	123	116	107	103	103

■花山

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	7	6	6	6	6
確保の方策	50	42	42	42	42
特定教育・保育施設	50	42	42	42	42
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	43	36	36	36	36

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5 歳児の保育所または認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

【量の見込みの考え方】

- 待機児童解消のための市独自施策である、3～5 歳児は幼稚園への入園と預かり保育の利用を推進した結果、2号認定の児童は大きく減少しました。今後も継続して取り組むことから、直近の認定児童数の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

なお、若柳地区の特定教育・保育施設が令和2年度（2020年度）から、幼稚園型認定こども園に移行することを踏まえ、該当地区の推計児童数に認可保育所等を利用したい人の割合を乗じて算出した人数を加えています。

【確保の方策】

- 今後も3～5 歳児は幼稚園への入園と預かり保育の利用を推進します。
- 若柳地区の特定教育・保育施設が令和2年度（2020年度）から幼稚園型認定こども園に移行することを踏まえ、当該施設の2号認定の利用定員数を反映させています。

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	138	131	122	118	117
確保の方策	150	150	150	150	150
特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	12	19	28	32	33

(3) 3号認定（0 歳児）

0 歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分及び地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みの考え方】

- 過去3年間の実績で、児童数に対する入所申込みをした児童の割合を算定し、今後の児童推計値に乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 若柳地区の特定教育・保育施設について、令和4年度（2022年度）以降施設整備後の定員数を反映させています。
- 地域型保育事業の参入を継続して推進していきます。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	194	190	184	179	174
確保の方策	197	197	212	212	212
特定教育・保育施設	175	175	184	184	184
地域型保育事業	22	22	28	28	28
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	3	7	28	33	38

(4) 3号認定(1、2歳児)

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分及び地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みの考え方】

- 過去3年間の実績で、児童数に対する入所申込みをした児童の割合を算定し、今後の児童推計値に乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 若柳地区の特定教育・保育施設について、令和4年度(2022年度)以降施設整備後の定員数を反映させています。
- 地域型保育事業の参入を継続して推進していきます。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	474	474	485	472	459
確保の方策	586	586	610	610	610
特定教育・保育施設	540	540	552	552	552
地域型保育事業	46	46	58	58	58
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	112	112	125	138	151

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 幼保一体施設及び認定こども園に係る基本的な考え方

保護者の子育てに関するニーズは多様化してきており、「集団生活の中で充実した就学前教育を受けさせたい＝幼稚園」、「働いている時間に子どもを預かってもらいたい＝保育所」といった利用者側の使い分けの境目がなくなりつつあると思われ、「幼児教育」と「子育て支援」の役割をそれぞれ担ってきた「幼稚園」と「保育所」に対し、保護者が両方の役割を求める傾向が強くなってきていると考えられます。

そのため、本市では公立施設において幼保一体施設の整備を行い、市内7地区に幼保一体施設を整備し、第2期計画中に1地区の幼保連携型認定こども園の整備を計画しています。また、一体的な施設ではありませんが、教育・保育の実践において両者が支障なく合同事業を実施できる位置に幼稚園、保育所を配置するなどし、保育所、幼稚園への円滑な移行を図ってまいりました。

教育・保育の一体的な提供の推進は、単に施設的な統合ではなく、子どもが健やかに育成されるような教育・保育機能の充実（ソフト面の整備）や、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや障害等への配慮が重要であり、今後、以下の事項も踏まえて検討を進めていくこととします。

(2) 教育・保育指導要領との整合性

幼保施設及び幼保連携型認定こども園においては、幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める教育・保育指導要領に則り、さらには本市の教育基本方針、保育指針に基づき、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する必要があります。

(3) 発達や学びの連続性への配慮

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に配慮し、集団生活の経験の違いや障害等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ることが必要です。

(4) 特定地域型保育事業等との連携

幼保施設及び認定こども園（幼稚園及び保育所含む）は子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことが期待されることから、特定地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが必要です。

(5) 幼稚園及び保育所、地域型保育事業と小学校等との連携

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

そのため、市内の幼稚園、保育所、地域型保育事業、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図る必要があります。

3 教育・保育施設の質の向上

次のような取り組みを通じて教育・保育施設の質の向上を図ります。

- 各保育所、地域型保育事業では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めます。
- 第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園・保育所では、教育・保育の「質」を確保するため、連絡協議会等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 認可外保育所（園）の質の向上、地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

次のような取り組みを通じて産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保に努めます。

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

なお、「量の見込み」については、ニーズ調査だけでなく、本市の実態等を踏まえた考え方も含めてまとめています。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方・確保の方策】

- 子育て家庭や妊婦等の子育てに関する相談や、情報提供、助言などの支援を行う「基本型」を子育て支援課内で実施することを計画しています。地域の子育て支援を行う団体や子育てサークルなどの情報提供などを行うことで、子育て家庭の孤立化を防ぎます。

(単位：か所)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	1	1	1	1	1
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- これまでの実績から利用率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。
(平成27年度～平成30年度の平均利用割合から算出)

【確保の方策】

- 継続して10か所の子育て支援センターで実施します。乳幼児及びその保護者の相互交流により、子育て家庭の孤立化を防ぎます。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	10,892	10,812	10,869	10,585	10,289
確保の方策	10,892	10,812	10,869	10,585	10,289

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

- これまでの実績から実施率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。
(平成26年～平成30年の平均実績割合から算出)

【確保の方策】

- 指定医療機関との委託契約により実施します。

各保健推進室または各総合支所市民サービス課窓口で母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診券(助成券)を交付します。14回(多胎妊娠の場合は6回分追加)まで助成します。

(単位:人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	328	318	309	301	291
確保の方策	328	318	309	301	291
実施体制	宮城県内産婦人科医療機関、岩手県一関市産婦人科医療機関、委託助産院(健診回数14回)				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 推計児童数(0歳)を事業量とします。

【確保の方策】

- 保健師、助産師が訪問し、体重測定や発育の確認、母親の体調チェック、母乳や育児に関する相談等を行います。育児の見通しがわかり、育児不安の軽減を図るよう、生後1か月以内の早期訪問に努めています。

(単位:人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	323	316	306	298	290
確保の方策	323	316	306	298	290
実施体制	保健師、助産師				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 児童福祉分については、保健師や家庭相談員の訪問実績及び子ども家庭支援員訪問事業の実績の最大値を見込みます。人口推計では児童数が減少しますが、児童虐待相談件数が増加しているため各年度同数とします。
- 母子保健分ではこれまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。(平成 27 年度～平成 30 年度の平均実績割合から算出)

【確保の方策】

- 保健師や家庭相談員が養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、具体的な養育の相談、助言、指導などを行うとともに、子ども家庭支援員による育児・家事の援助を実施し、子育てへの不安や負担感を軽減させ、不適切な養育、児童虐待を未然に防止します。

(単位：人)

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	児童福祉分	668	668	668	668	668
	母子保健分	221	217	211	206	199
	合計	889	885	879	874	867
確保の方策	児童福祉分	668	668	668	668	668
	母子保健分	221	217	211	206	199
	合計	889	885	879	874	867
実施体制		保健師、助産師、家庭相談員、子ども家庭支援員等				

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 本市では、これまでの事業実績から平均値で量の見込みを算出します。

【確保の方策】

- 緊急に養育が必要な場合は、児童相談所等における保護により対応し、今後も同体制で継続します。

(年のべ 単位：人)

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の方策	10	10	10	10	10

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ニーズ調査では延べ 20 人前後の量の見込みでしたが、これまでの実績では年平均 180 人程度の利用があったため、推計児童数に過去 3 年間の平均利用者数の割合を乗じて算出します。高学年については、これまでの利用実績がなかったことから、量の見込みを 0 としました。

【確保の方策】

- 高学年については、実際のニーズ発生に応じて対応していきます。

（年間のべ利用数 単位：人日）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	低学年	179	168	159	150	142
	高学年	0	0	0	0	0
	合 計	179	168	159	150	142
確保の方策		179	168	159	150	142

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園預かり保育

【量の見込みの考え方】

- これまでの事業実績を踏まえ、1号認定の量の見込みに過去 3 年間の実績をもとに算出した「園児 1 人あたりの年間平均利用日数」を乗じて算出しました。なお、令和 2 年度（2020 年度）から若柳地区の特定教育・保育施設が幼稚園型認定こども園に移行し、一時預かり保育を利用する幼児は 2 号認定となるため、若柳地区を除いています。

※第 1 期計画では、「一時預かり保育」を利用する幼児は当該事業に、「定期預かり保育」を利用する幼児は「延長保育事業（時間外保育）」にて算出していましたが、幼稚園の預かり保育についてはすべて「一時預かり事業」として整理することから、本計画における当該事業の「量の見込み」は第 1 期計画と比較して大きく増加しています。

【確保の方策】

- 受け入れ体制は十分確保できているため、今後も同体制で継続します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	(1号認定)	134,272	127,062	117,600	112,944	111,893
	(2号認定)	0	0	0	0	0
合計		134,272	127,062	117,600	112,944	111,893
一時預かり事業(在園児対象型)		134,272	127,062	117,600	112,944	111,893

② 幼稚園預かり保育以外

【量の見込みの考え方】

- ニーズ調査では1号認定の「定期預かり保育」分も含まれているため、各年度の0歳から2歳の推計児童数に過去3年間の平均利用者数の割合を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 保護者のパート就労や通院、冠婚葬祭、リフレッシュなどでの利用にも対応し、市内公立保育所で事業を実施しています。
併せて、ファミリー・サポートセンター事業による対応も、実際のニーズ発生に応じ、従来どおり継続します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み		717	711	715	696	677
一時預かり事業(在園児対象型以外)		717	711	715	696	677
子育て援助活動支援事業		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業(時間外保育)

保育所等で通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

- 0～2歳児がいる共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

※第1期計画では、幼稚園の「定期預かり保育」を利用する幼児は当該事業に、「一時預かり保育」を利用する幼児は「一時預かり事業」にて算出していましたが、幼稚園の預かり保育についてはすべて「一時預かり事業」として整理することから、本計画における幼稚園分の「延長保育事業(時間外保育)」は算出していません。

【確保の方策】

- 保育施設においては、入所児童すべてに対し対応可能なことから見込み数を確保できるので、従来どおり継続します。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	47	47	47	46	45
確保の方策	47	47	47	46	45

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病気になっている子どもや回復しつつある子どもを、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みの考え方】

- ニーズ調査と実際の利用者数に大きな乖離があったため、実績の最大値での利用を見込みます。

【確保の方策】

- 病気の回復期にある子どもを保育する病後児保育事業を、平成28年（2016年）6月から保育所1施設で実施しています。1日あたり3人まで利用でき、これまでの実績を勘案すると十分確保できるので、従来どおり継続します。
- ニーズ調査との乖離の理由を探り、より利用しやすいサービスを検討します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	35	33	32	31	31
病児保育事業	35	33	32	31	31
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- 現在の放課後児童クラブ利用者数と幼稚園園児数、住基人口をもとに平成29年度（2017年度）から令和元年度までの放課後児童クラブ継続利用率を学年ごとに乗じて算出します。

【確保の方策】

- 10区域の設定で供給の調整を図ります。
令和元年に築館放課後児童クラブを増設、鶯沢放課後児童クラブを建設し、定員の増加を図りました。今後も、空き教室などの利用について、関係部署と協議のうえ計画します。また、国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携について計画していきます。

全市 合計

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	705	675	626	595	557
	高学年	311	320	336	327	302
②確保の方策	低学年	925	931	912	909	904
	高学年	454	448	467	470	475
過不足(②-①)		363	384	417	457	520
実施か所数		12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

① 築館地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	161	141	137	130	133
	高学年	55	55	56	58	47
②確保の方策	低学年	203	203	203	203	203
	高学年	90	90	90	90	90
過不足(②-①)		77	97	100	105	113
実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

② 若柳地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	110	101	90	94	96
	高学年	51	56	64	57	49
②確保の方策	低学年	110	110	96	96	96
	高学年	56	56	70	70	70
過不足(②-①)		5	9	12	15	21
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 栗駒地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	89	83	74	73	77
	高学年	29	27	30	30	25
②確保の方策	低学年	178	178	178	178	178
	高学年	79	79	79	79	79
過不足(②-①)		139	147	153	154	155
実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

④ 高清水地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	38	36	27	19	15
	高学年	11	11	14	13	9
②確保の方策	低学年	60	60	60	60	60
	高学年	22	22	22	22	22
過不足(②-①)		33	35	41	50	58
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑤ 一迫地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	78	78	66	62	54
	高学年	39	40	40	38	39
②確保の方策	低学年	90	90	90	90	90
	高学年	46	46	46	46	46
過不足(②-①)		19	18	30	36	43
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑥ 瀬峰地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	40	52	53	53	40
	高学年	6	7	12	15	18
②確保の方策	低学年	60	60	55	55	50
	高学年	10	10	15	15	20
過不足(②-①)		24	11	5	2	12
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑦ 鷺沢地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	32	20	18	12	11
	高学年	18	22	17	17	10
②確保の方策	低学年	42	42	42	42	42
	高学年	28	28	28	28	28
過不足(②-①)		20	28	35	41	49
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧ 金成地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	73	71	71	59	47
	高学年	37	45	46	48	47
②確保の方策	低学年	73	73	73	70	70
	高学年	46	46	46	49	49
過不足(②-①)		9	3	2	12	25
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨ 志波姫地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	80	89	85	87	80
	高学年	64	55	56	49	55
②確保の方策	低学年	84	90	90	90	90
	高学年	64	58	58	58	58
過不足(②-①)		4	4	7	12	13
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑩ 花山地区

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	4	4	5	6	4
	高学年	1	2	1	2	3
②確保の方策	低学年	25	25	25	25	25
	高学年	13	13	13	13	13
過不足(②-①)		33	32	32	30	31
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、給食費や物品購入に要する費用等の全部、または一部を助成する事業です。

【確保の方策】

- 平成28年度(2016年度)から幼稚園給食費の補助を実施しています。
今後も実態を把握しながら、対象となる園児に対して助成を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者が、その特色を活用して特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 第1期計画期間中に4つの小規模保育事業所が開所し、安定した運営が継続されています。今後も待機児童解消のため、小規模保育事業所の新規参入について推進していきます。

また、小規模保育事業のみならず、「家庭的保育事業（保育ママ）」、「居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）」等の立ち上げなどについても可能性を探り、事業を推進します。

- これまで、本市では幼稚園と保育所の一体的な施設整備を実施し、そのほとんどが公立幼稚園・保育所としての運営を行っていることから、利用者は、民間事業者が運営する施設に対し、不慣れである部分は否めません。そのため、公立の施設ではできない特色ある教育・保育を実践できる事業者の参入により、保護者がその特色に共感し、教育・保育施設を選ぶことができる環境づくりも大切だと考えます。質の高い教育・保育の確保のためにも、公立も私立も施設同士が切磋琢磨できる環境づくりを推進していきます。

第7章 次世代育成支援にかかる施策

栗原市次世代育成支援行動計画から継承している事業内容のうち、総合計画等他の関連計画に拠らず実施を継承するもの等を、本計画「第2期子ども・子育て支援事業計画」により実施します。

■施策一覧

実施事業名	事業所管課	事業内容・方向性	目 標
幼稚園、保育所の一体化の推進	子育て支援課	若柳地区川北・川南保育所とよしの幼稚園を若柳地区幼保連携型認定こども園として一体的に整備。	地区内の乳幼児数や施設の状況などを鑑みながら幼稚園と保育所の一体化施設の整備を推進します。
青少年のための栗原市民会議活動の支援	社会教育課	活動支援のため、補助金交付を継続。 「少年の主張」開催の支援を継続。	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体や関係機関により組織し、少年の主張の開催、青少年の非行防止運動を行うなど、さまざまな活動を支援します。
民生委員・児童委員の活動の支援	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 近年、児童虐待やひきこもりなどの問題が増えているが、児童委員、主任児童委員には、地域の中で子育てに悩む保護者の支援を必要とする家庭を関係機関へ繋ぐ役割としての期待も大きい。福祉所管課相互間の連携が図られることにより民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備に総合的に取り組む。 (子育て支援課) 引き続き研修会等で児童の健全育成に関する情報共有を図る。	民生委員児童委員協議会の定例会や随時開催される研修会等で児童の健全育成に関する情報共有を図ります。

実施事業名	事業所管課	事業内容・方向性	目 標
環境教育の推進	環境課	①市内 10 幼稚園を対象に、環境教育を実施。 ②栗原市民まつりで環境ブースを開設し、ごみの分別集及びごみの減量化、資源化の取り組みをPR予定。 ③いどう市民セミナーによる啓発。 ④栗原市クリーンセンターの施設見学対応。	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進します。
親と子のふれあい事業	社会教育課	子どもたちに求められている「生きる力」を育むために、さまざまな体験活動や親子のふれあいを通して、子どもたちが主体的に考え試行錯誤しながら自ら解決策を見いだしていくプロセスを意図的・計画的に提供することを目的として、各種事業を実施する。	栗原の自然と、日常体験できないスポーツとの融合を図り、親子の絆を深め、コミュニケーション力の向上と子どもの生きる力を育みます。
絵本講座	社会教育課	絵本の読み聞かせ会や子ども本の展示会を継続して実施する。	毎月図書館で、絵本の読み聞かせ会や絵本の展示会を実施します。
有害環境対策	社会教育課	青少年のための栗原市民会議会員が、地域や市内中学校と連携し、防犯パトロール活動を実施する。	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌やビデオ、コンピュータ・ソフト等の有害図書類を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、関係機関と連携し、自主的措置を行うよう働きかけます。
公共施設等のバリアフリー化の推進	社会福祉課 建設課 都市計画課	「栗原市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（平成 24 年 12 月制定）に基づき、都市公園の改修が生じる場合にはバリアフリー化を進める。	公共施設等の整備にあたっては、「バリアフリー新法」（平成 18 年 12 月制定）や「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」（平成 8 年 7 月宮城県制定）に基づきバリアフリー化を進めます。

実施事業名	事業所管課	事業内容・方向性	目 標
児童遊園、公園の整備・管理	子育て支援課 都市計画課	(都市計画課) 遊具点検資格の有資格者による市内都市公園すべての遊具点検を実施し、安全管理や事故防止を図る。 (子育て支援課) 遊具専門業者による安全点検を実施し、危険遊具の改修・撤去を実施する。	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の安全管理や事故防止を図ります。
高校卒業予定者等の就職支援	産業戦略課	◆高校卒業予定者等の支援 ①ジョブ・フェア夏（高校及び大学等を対象とした企業ガイダンス） ②ジョブ・フェア秋（高校及び大学等の卒業予定者を対象とした予備面接会）	ハローワーク（築館公共職業安定所）やポリテクカレッジ（東北職業能力開発大学校）と連携を図り、高校卒業予定者等の就職を支援します。
求人情報提供の充実	産業戦略課	ハローワークの求人情報を市のホームページに、毎週木曜日に公開	市の広報紙やホームページを活用し、身近に求人情報が得られるように図ります。
交通安全教室	危機対策課 子育て支援課 学校教育課	(危機対策課) 幼稚園、小学校等からの依頼により交通安全指導員、警察官が連携して交通安全教室の指導にあたり、交通安全ルールの普及・啓発を行う。 (子育て支援課) 所轄警察署等の協力により、保育所児を対象とした交通安全教室等を実施する。	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学校を巡回し、交通安全教室を実施します。
避難訓練等の実施	子育て支援課 学校教育課	(子育て支援課) 保育所において、月に1回、火災や地震及び不審者等に対する避難訓練を実施する。	保育所・幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。
ひとり親家庭の支援の推進	子育て支援課	女性・母子に関する相談に応じ、関係機関と協力し対応する。ひとり親家庭の母(父)への児童扶養手当の支給、母子・父子家庭医療費助成、就職支援のため、資格取得や教育訓練の受講にかかる費用を助成する。	子育て家庭の悩みへの支援強化と、生活の質の向上に取り組めます。 子どもの貧困対策として、子育てに係る経済的負担を軽減し自立した生活ができるよう、生活の安定化を図ります。

実施事業名	事業所管課	事業内容・方向性	目 標
児童虐待防止対策の充実	子育て支援課	<p>子どもの安全確保を最優先とし、尊い子どもの命が奪われることのないよう、児童相談所をはじめ、福祉、医療、保健、教育及び警察など、関係機関との連携、協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築する。</p> <p>要保護児童の早期発見、その適切な保護並びに要保護児童及びその保護者等への支援を図るため、栗原市要保護児童対策地域協議会を運営する。</p> <p>児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図るため、講演会や各種団体を対象とした講座を開催するなど市民の意識の啓発や支援者の資質向上などに努め、虐待の未然防止に向けたさらなる相談・支援体制の確立を図る。</p>	<p>児童の権利擁護とそのための児童家庭支援という理念のもと、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく、情報の提供や相談対応などの一体的支援、要保護児童対策地域協議会の機能強化など、虐待の未然防止、早期発見及び対応に向けたさらなる取り組みを行います。</p>
保育・教育相談窓口の整備	子育て支援課 健康推進課 社会福祉課 学校教育課	<p>(子育て支援課)</p> <p>保育所及び子育て支援センターを相談員が訪問する、巡回相談を実施する。</p> <p>(社会福祉課・健康推進課)</p> <p>障害を有する児童の早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備・充実を図り、発達障害のケースで専門的支援が必要な場合には、第二次支援機関の発達障害者地域支援マネジャーと連携し、適切な専門的支援ができるよう努める。</p> <p>乳幼児健診等母子保健分野で発達の気になる児を早期に把握し、必要な相談窓口、療育へとスムーズに移行できるよう関係機関との連携を図り、切れ目ない支援を行うよう体制を整える。</p>	<p>障害を有する児童の早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、福祉事務所や保健推進室等の関係機関の相談機能を強化するとともに、各機関が連携し適切な相談活動ができるよう努めます。</p> <p>発達障害等に早期に対応するため、専門的相談を行う関係機関との連携を密にします。</p>

第8章 計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、庁内・関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

◎ 庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

◎ 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

◎ 国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

第2節 計画の達成状況の点検・評価

計画の達成状況にあたっては、「栗原市子ども・子育て会議」において、進捗等に関する評価や検証を行い、また、実施事業やさまざまな活動の現場を通じての意見・要望の把握に努め、計画の見直しを必要に応じて行います。

◎ 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議等で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

◎ 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進捗状況を公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望の把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。



資 料 編

栗原市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事務を処理するため設置する栗原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年栗原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

栗原市子ども・子育て推進会議設置規程

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、栗原市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に資するため、栗原市子ども・子育て推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 栗原市子ども・子育て会議（栗原市子ども・子育て会議条例（平成25年栗原市条例第18号）に定める子ども・子育て会議をいう。）の意見及び要望の聴取等に関すること。
- (3) 事業計画に関連する施策の調整及び推進に関すること。
- (4) その他事業計画の策定に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進会議は、庁内関係部局及び関係機関の密接な連携を図るとともに、所掌事務に係る具体的な事項の検討及び調査を行わせるため、栗原市子ども・子育て推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

2 ワーキングチームの委員（以下「委員」という。）は、別表第2に掲げる部署に属する者であつて、かつ、当該部署から推薦された者をもって充てる。

3 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、委員の互選によりこれを定める。

4 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 ワーキングチームの会議の運営は、推進会議の会議運営の例による。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役職	職
会長	市民生活部長
副会長	市民生活部次長
委員	総務部総務課長
	総務部危機対策課長
	企画部企画課長
	企画部市民協働課長
	市民生活部社会福祉課長
	市民生活部子育て支援課長
	市民生活部健康推進課長
	商工観光部産業戦略課長
	建設部建設課長
	教育部学校教育課長
教育部社会教育課長	

別表第2（第5条関係）

部署
総務部総務課
総務部危機対策課
企画部企画課
企画部市民協働課
市民生活部社会福祉課
市民生活部子育て支援課
市民生活部健康推進課
商工観光部産業戦略課
建設部建設課
教育部学校教育課
教育部社会教育課

栗原市子ども・子育て会議 委員名簿

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	築館幼稚園入園児童の保護者	阿部 麻規子	
		若柳よしの幼稚園入園児童の保護者	小泉 太一	
		小学校保護者の代表 (栗駒小学校PTA会長)	鈴木 章広	
2	事業主を代表する者	ジオマテック(株)金成工場 総務課長	千葉 孝幸	
		伊藤ハムデイリー株式会社 人事総務部担当課長	吉川 宏幸	
3	労働者を代表する者	連合宮城仙北地域協議会 事務局長	北舘 和彦	
		細倉鉦山労働組合執行委員長	和良品 賢朗	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	築館聖マリア幼稚園長	仲鉢 玲子	
		築館小学校長 (栗原市小学校長会副会長)	狩野 孝信	
		栗原市立栗原中央病院院内保育所 くりくり保育園長	高橋 陽子	
		栗原市社会福祉協議会 (放課後児童クラブ)	佐藤 智之	会長代理
5	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	元築館小学校長	千葉 英文	会長
		築館地区少年補導員協会副会長 (志波姫地区主任児童委員)	鈴木 由美	
6	その他市長が 適当と認める者	宮城県北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 技術次長兼母子障害班長	森谷 弓子	
		元志波姫小学校長	後藤 法明	
		栗原市市民生活部健康推進課長	後藤 孝義	

用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。（法第61条）
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。 （認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。（以下の項で同じ）
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援 （法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。 （法第11条、法第27条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条、法第31条）
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園をいう。 （法附則第7条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。 （法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。 （法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。 （法第29条、法第43条）

用語	定義・概要
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。</p> <p>子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、公募委員等で構成されており、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなどの役割を果たしている。</p>
幼児教育・保育の無償化	<p>「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、</p> <p>『・3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。』</p> <p>・幼稚園、保育所、認定こども園以外にも認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする。』とされている。なお、認可外保育施設等を利用する場合は上限額が設けられる。令和元年10月1日から施行。</p>

栗原市マスコットキャラクター

ねじりほんによ



令和2年3月

発行:栗原市 編集:栗原市市民生活部子育て支援課
